

第4章

近代エジプトの村長職をめぐる権力関係

はじめに

1. 分析視角

オムダ ('umda, 複数形 'umad) とは、近代エジプトの村落行政制度に導入された村長職の呼称である。本研究は、オムダをめぐる権力関係の問題の考察を通じて、重層的な構成をもつ近代エジプト社会の政治空間を理解する手がかりを示そうとするものである。ここで述べる政治空間の重層的な構成、言いかえれば権力関係の多層的な重なりに対しては、さまざまな切り口から接近することができる。ここでは最初に、その切り口のひとつとして、中央—地方関係という座標軸に注目することとする⁽¹⁾。オムダとは、以下に述べるような意味で、この座標軸において多様な権力関係が交差する接合点であった。

まず、この中央—地方という座標軸における一方の極には、近代エジプトに新しく成立した集権的な国家という権力関係の磁場が存在する。19世紀初頭のムハンマド・アリー体制にはじまり、1882年以降の英國占領体制にいたる、この近代的国家体制の生成と再編の過程は、エジプト経済の世界資本主義システムへの編入という社会経済変容と、相互規定的な関係をもっていた。そして、「綿花経済」と表現できるこの経済システムの改革を試みたナセル

体制以降においても、その集権的な国家体制の基本的な性格は受け継がれることになった。オムダ制度は、こうした近代エジプトの集権的国家を中心とした権力関係を絶えず映しだす鏡であった。

他方、この権力関係の多層構造の底辺に視点を移すならば、そこには農民の日常生活を舞台とするミクロなレベルの政治が展開している。しばしば、古代以来不变であるかのように描写される彼らの日常的な政治の世界は、しかし、上記の国家という権力関係の磁場がそうであったように、近代の経済変容と決して無関係な存在ではなかった。そして、オムダは、エジプト農村を綿花経済の細胞に改造する国家的政策の代行者であると同時に、オムダ職（‘umdiya）をめぐる争いが、絶えず村落政治の中心的主題であったことに示されるように、今日ある農村の権力構造を結晶化させる触媒でもあった。すなわち、近代以降に再編されるエジプト農村の社会階層構成は、オムダ制度の展開を中心に形成された村落政治の枠組みによって基本的に規定されたものであった。

しかし、この中央一地方関係という座標軸の両端に位置する2つの権力関係は、同じく近代世界システムへのエジプト経済の統合を通じて形成・再編されたものとはいえ、その基本的な構成原理を異にしていた。そして、この質の異なる権力関係は、近代エジプトの政治変動のさまざまな局面において相互に対抗、あるいは浸透し合う歴史を形成してきた。このような意味で、オムダ職とは、これらの異質な権力空間が交わる接合点であった。

この研究では、このようなオムダをめぐる権力関係の問題に対し、まず、制度史研究の視角から接近する〔第1節〕。言いかえれば、それは、政治・行政制度に表れた問題として権力関係の重層的構造を伝えようとする視角である。

次に、オムダをめぐる権力関係がひとつの権力の主体（あるいは対象）としての社会階層（あるいは階級）を通じて具体的に表現される局面を考察する〔第2節〕。この場合、オムダをめぐる権力関係の問題は、オムダ層、すなわち、オムダ職を権力基盤として成長した社会層の政治的機能をめぐる問題と

して登場する。このオムダ層（あるいは、村落有力者層）とは、近代エジプト政治史の叙述において、民族運動の主要な担い手として描かれてきた。そして、前述の中央一地方関係という座標軸で見るならば、農民（fallāhīn）によって象徴されるエジプト人民衆と、外国人支配階級（あるいは軍事エリート）の間をさまざまな形で媒介する階層として、叙述されてきた。

最後に、以上の論点を違った角度から立体的に把えるために、エジプト社会におけるオムダをめぐるイメージの変化の問題を取りあげてみる〔第3節〕。この第3の視角において、分析の素材として利用されるのは、民衆的演劇や農村小説の世界である。これらの文芸的表現は、もとより直接民衆の手によるものではないが、民衆文化におけるオムダ像というイデオロギー・レベルの問題を理解する際の手がかりとなるであろう。

さて、この研究は、以上に述べた複数の分析視角から、オムダをめぐる権力関係を把えようとする試みであるが、そこには、少なくともひとつの重要な視角が欠けていることを最初に断っておかねばならない。すなわち、近年、農民反乱を始めとするエジプト農民の政治行動に関する実証研究が進みつつあるが⁽²⁾、この研究では、そうした農民の（日常的な政治行動を含めた）抵抗や闘争の具体的な考察を通じて、近代エジプト社会に構造化された権力関係の実態を明らかにするという接近法はとっていない。

その意味でもこの研究は、オムダをめぐる権力関係のアクチュアルな全体像を描写するものとはなっていない。しかしながら、現時点で既存の研究を整理しておくというその基礎的な作業がもつ意味は、一定の程度あると考える。以下、本論に入る前に序論として、オムダ研究が今日的にもつ意味について解説しておきたい。

2. オムダ研究の今日的意味——現代エジプト農村とオムダ制度

近年、エジプト農村の変化を指摘する表現として、「モダーンなオムダ」（‘umda mudīm）という言葉がしばしば使われる。たとえば、『ローズ・エ

ル・ユースフ』誌（1986年9月22日号）は、この「モダーンなオムダ」というタイトルの記事のなかで、最近のオムダの様変わりを次のように描写している。

いまや我々の村からは、「古いオムダ」は消えてしまった。すなわち、鷹がとまっているような大きな口髭をたくわえ、朝食に30個の卵と沢山のファティール〔ナイル・デルタ中部で有名なバター入りの贅沢な薄焼き〕を食べ、複数の妻をもち、話す相手すべてに対し声高に命令口調で怒鳴りつけるようなオムダは、今日、テレビのドラマか、映画、演劇のなかでしか見られない。そのかわりに、大学を出た技師、会計士や教師の資格をもつ若いオムダ、紙煙草を吸い、ベンツ車を乗り回し、なかには修士、博士の肩書をもつような「モダーンなオムダ」が数多く見られるようになった、と⁽³⁾。

ところで、農村小説のなかにも、こうした「モダーンなオムダ」が登場する作品がある。たとえば、上エジプトの農村を舞台にしたユースフ・シャローニー（Yusuf Sharouni）の『血の復讐』は、カイロの大学の法学部を出た青年が、亡くなった父の跡を継いでオムダとなり、学校や養蜂場の建設など村の発展と改革に努力するが、村に根強く残る復讐慣行（タール tha'r）の廃絶を試みたために、何者かに殺されるというあらすじである⁽⁴⁾。この小説の結末が、この村ではオムダ職が廃止され、代わりに警察の派出所が設置されるというところで終わっているのは、後で見るように、オムダ職制度の存廃をめぐる問題と関係して、示唆的である。

とはいって、この作品で描かれているのは、「近代教育を受けた農村出身の青年知識人の挫折」といった単純な図式にもとづくオムダ像であり、現実の「モダーンなオムダ」は、これほどにナイーブではなく、それどころか現代エジプト社会の重層性をもつ権力関係の海をしたたかに泳ぎ回る存在であるよう思う⁽⁵⁾。そして、このような新しいオムダが登場してきた背景には、たんに高等教育の農村子弟への普及といった要因だけではなく、より大きな時代状況の変化があるとも考えられる。

たとえば、こうした変化の一端は、1993年から94年にかけて、人民議会で

審議され、白熱した論議を呼んだオムダ法（正確にはオムダ・シャイフ法 qānūn al-‘umda wa al-mashāykh）の改正問題のなかにうかがえるように思う⁽⁶⁾。この法案の問題点については、後で紹介するが、その主たる内容がオムダの選出方法を公選制から任命制に復帰させる点にあることだけを、ここでは指摘しておきたい。この中央政府によるオムダ職への統制強化とも考えられる改正案が検討されている背景には、どのような時代状況の変化が読みとれるのだろうか。

さて、近年のエジプト国内政治における最大のイシューが、大統領の任期3期目に入ったムバラク政権といわゆるイスラーム「過激派」との対決にあることは言うまでもない⁽⁷⁾。注意したいのは、この対決の局面が、サダト前大統領が暗殺された1980年代初頭の大都市（カイロやアスユート）中心から、地方（とくに上エジプト）の中小都市、そして農村部にまで拡がってきた点である。これら「過激派」の武装活動は、多くの農村住民を巻き込み、その結果として政府の「過激派」捜査にとって、治安組織の最末端であるオムダ制度は、現在あらためて重要視される存在となっている⁽⁸⁾。

とはいえ、オムダ制改革の主たる原因を、こうしたイスラーム「過激派」対策だけに求めるることは考えにくい。実際、オムダ職そのものの廃止（警察の派出所による代替）を始めとするオムダ制度改革の構想は、1952年革命以来、一貫して政府が検討してきたものであり、その意味でこうした制度変化が現在の段階で論議されるにいたったのには、別により深い歴史的背景があるようと思われる。

現在のエジプト農村社会においては、上記の政治的緊張の問題と並行して、その底辺部で、さまざまな社会経済的变化が静かに進行しつつある。それらの变化のなかで、主要なものを挙げれば、ひとつには1970年代後半以降に拡大した産油国への出稼ぎ労働とその送金が与えた影響であり、第2には、1980年代後半以降、国際的な圧力を受けて政府が採用している構造調整政策、とくにその一環である農業政策の自由化が及ぼす影響である。

まず、前者の影響について述べれば、とくに膨大な出稼ぎ送金の流入は、

村落内で政治的地位の低かった農民家族の経済的・政治的地位の上昇をもたらし、後に述べるような、同族(アーラ 'āila)によって構成される伝統的な村落の政治秩序の流動化を引き起こした⁽⁹⁾。こうした村落政治の不安定化に対するひとつの対応として、同族集団間のオムダ選挙をめぐる抗争の激化を防ぐために、オムダの公選制への復帰が構想されたという解釈がある⁽¹⁰⁾。

第2の農業政策の転換は、むしろ今後、より大きな影響をもつことが予想される問題である。この政策転換においては、1960年代に形成された作付規制、農産物価格統制、農協中心の流通統制、農業補助金制度など、一連の国家集権的なシステムが、段階的・部分的に改革の対象となっている。この政策変化の影響に関する総体的な分析は、今後の研究を待たねばならないが、こうした変化が農民の日常的な政治の世界に大きく関係する問題であることは言うまでもない。

ところで、現代エジプト農村の日常的な政治の世界には、以下に見るように二重構造が存在するという興味深い指摘がある。ホプキンス(Nicholas Hopkins)の言葉を借りれば、それは「公式の政治」(formal politics)と「非公式の政治」(informal politics)という2つの局面からなる二重の構造である⁽¹¹⁾。まず、前者の「公式の政治」の中核を構成するのは、上記の農業統制機構の最末端に位置する村の農業協同組合組織と「村落単位」(village unit; wahdat al-qarya)と呼ばれる村落行政制度である。

「公式の政治」にとってより重要なのは、後者の村落単位制度である。村落単位とは、行政サービスの単位として複数の村落を統括する行政組織であり、1970年代に再編成され、全国的に普及したものである。この村落単位は、(1)関係各省庁の最末端の役人から成る「執行委員会」(executive council; majlis tanfidhi)と、(2)村民から選出された各村の代表者の「地方人民委員会」(popular council; majlis sha'bi)という2つの制度的支柱から構成されているが、興味深いのは、オムダがこの制度から除外されている点である⁽¹²⁾。

この制度の下で、農業、灌漑、公共事業、保健衛生、教育など行政サービスの提供とその財源配分、また村民の要求の吸収などをめぐる日常レベルの

政治は、行政組織上「公式には」村落単位を中心に処理されることになっている。しかしながら、現実の村落政治において依然として圧倒的な影響力を保持しているのは、上記の「公式の」村落行政組織から排除されているオムダであることが多い。そこでは、村内の権力秩序の頂点に位置するオムダが中心となった「非公式の政治」が、「公式の政治」の水面下で厳然として機能している。ホプキンスは、上エジプトの農村調査の事例研究を通じて、こうした「非公式の政治」の特徴として、同族(アーラ)集団というタテの関係を軸に構成されている階層秩序という「差異の文化」(a culture of difference)の存在を指摘している⁽¹⁾。

さて、先に述べたような構造調整政策の波は、こうしたエジプト農村の日常的な政治の世界にどのような影響をこれから及ぼすことになるのであろうか。その場合、考慮に入れなければならない点は、規制緩和や自由化といった政策が、農業以外の部門でもそうであるように、国家を中心とした既存秩序の解体ではなく、むしろその再編あるいは新しい組織化を促すということである。このような新しい変化は、農村内の権力関係に必ずや大きな影響を与えるであろう。

近代エジプトの経済発展を振り返るとき、それぞれの時代において国際的要因に強く規定された経済政策の変化が、これと結びついた権力関係の型を農村社会の中に埋め込んできた。そして、本論で述べるように、19世紀前半のムハンマド・アリ体制の下で、エジプトの農業近代化に大きな役割を果たしたオムダ制度は、その後の英國占領体制そしてナセル体制の下で、しだいにその職務の範囲を限定されていった。重層的な権力空間の間を取り結ぶ存在としてのオムダ制度のこうした変化は、「公式の政治」と「非公式の政治」との関係変化として展開したといえる。

今回の構造調整という政策変化は、このような2つの「政治」の関係変化に新たな局面を形づくるものとなるだろう。現在進行中のオムダ法改正問題も、このような文脈で解釈することが可能であり、またその歴史的・構造的背景をふまえた分析は、構造調整政策がもつ歴史的性格を考えるうえでも一

定の意味があると思う。

第1節 オムダ職の制度的発展

オムダ職（およびシャイフ shaykh 職＝村長老）の歴史に関しては、ペアー (Gabriel Baer) の先駆的論文「村のシャイフ、1800-1950年」(1969年) をまず最初に参照しなければならない^⑭。その後、バラカート ('Ali Barakāt) の『エジプトにおける農地所有の発展とその政治運動への影響』(1977年)^⑮などが代表するエジプト人歴史研究者の社会経済史研究において、このテーマに関する一定の研究蓄積がなされてきた。たとえば、アズバーウィー ('Abdullāh Muhammad 'Azbāwī) の『19世紀におけるオムダと村のシャイフと彼らのエジプト社会における役割』(1984年) は、その一例であるし、またアブー・ゼイド (Muhammad 'Abd al-Hamid Abū Zayd) の『存続と廃止の間のオムダ制度』(1984年) といった行政学的研究も現れている^⑯。この節では、その他の既存研究に依拠して、オムダ制度の沿革、選任制度の推移、職務と特権の問題など、オムダ職の制度的発展について概観する。

1. オムダ職制度の成立

(1) オムダ職の成立時期

オムダ職制度が法律的に確立するのは、前述の「オムダ法」が公布された1895年のことである。しかし、英國占領（1882年）後の行政改革の一環として行われたこのオムダ制の立法化のかなり以前から、オムダの職名は史料に登場する。たとえば、ペアーは、オムダ職の導入時期を1850年代以降と推測したが、バラカートは、1843年の文書史料に同名の職が見られる点を指摘し、さらにアズバーウィーによれば、その成立年代は1830年代に遡る^⑰。

また、サイイド・マルソット (Afaf Lutfi al-Sayyid Marsot) は、中央政府の文

書にはすでに1823年の時点で見いだされるが、社会一般での通用を反映する法廷文書で使われるのは1840年代初め以降だという意見を述べている¹⁰。いずれにせよ、このような成立年代をめぐる説の展開が重要なのは、オムダ職の起源がムハンマド・アリー期（1805-48年）に始まる事を示している点である。

村落行政に関して、ムハンマド・アリー期とそれ以前を区別する最大の変化は、徵税請負人（ムルタズィム）を仲介した間接支配から、国家による直接的な農民支配の体制に転換したことである。アリー期以前、すなわち18世紀において、村の行政機構を代表したのはシャイフたち（shaykh 複数形 mashāykh）であった。アブデルラヒーム（‘Abd al-Rahīm ‘Abd al-Rahmān ‘Abd al-Rahīm）によれば、彼らはムルタズィムの代理人として、灌漑事業・徵税・治安などにわたる職務権限をもち、ひとつの村に通常複数が存在したが、そのなかで卓越した人物がシャイフルマシャーイフ（shaykh al-mashāykh すなわちシャイフの中のシャイフ）やムカッディム（muqaddim）などの称号（laqab）で呼ばれた。そして、これらの「第一シャイフ」（premier shaykh）とでもいべき役職は、しだいに世襲化され、シャイフルバラド（shaykh al-balad）という役職に転化していったが、その世襲にはムルタズィムの承認が必要であった、という¹¹。しかし、ここで問題なのは、エジプトのすべての農村がひとりの「第一シャイフ」を頂点とした政治的に統合された共同体であったかどうかという点である。

（2）一村一村長職制の確立

さて、これらのオムダ職の前期形態といるべき「第一シャイフ」の職が、どのようにオムダ職に転換してきたのか、その変化の過程は正確には明らかにされていない。たとえば、この「第一シャイフ」（シャイフルマシャーイフ）の職をすべての農村において設置することを公式に定めたのは、18世紀末、エジプトを一時占領したナポレオンのフランス軍であったという指摘があるが¹²、この命令が実際どの程度農村で実行に移されたかは不明である。

そして、ムハンマド・アリー期になると、この他、シャイフルバラド、ムカッディム、ムカーディム (*muqādim*)、あるいは村の大シャイフ (*kabīr mashāykh al-qarya*) などいくつかの「第一シャイフ」の役職名が史料に残されている。バラカートは、これらのなかでとくにムカッディムについて、この役職が徵税請負制の廃止後に新しく行われた検地事業（1813-14年）に関する史料に見いだされる点に注目している^⑭。すなわち、上述したような徵税請負制の廃止に見られる国家—農民関係の大きな変化が、18世紀的な「第一シャイフ」とは職務内容を明確に異にした新しい村長職の形成の大きな契機となったと考えられるからである。オムダ職として統一化・制度化されてゆく村長職制度の出発点は、おそらくこの時期まで遡ることができるといつてよいのではなかろうか。

その他の説としては、1830年に公布された「農業法」(*lā'iḥat zirā'a al-fallāḥ*) の法令をめぐって、クーノ (Kenneth M. Cuno) は、1820年代末までに同法を作成した人々によって各農村にシャイフルバラド職が設置されたと推測し、その後19世紀を通じてオムダ職と互換的に用いられていることになったと述べている^⑮。そして、同じくこの法律に注目した加藤博は、同法で用いられた「村役人」のさまざまな名称のうち、「村の大シャイフ」という職名だけがオムダに近い村役人の長として用いられている点を指摘している^⑯。

この最後に挙げた加藤の研究は、オムダ職とシャイフ職の明確な区別を主張する重要な指摘を行っている。すなわち、彼は、両者を区別せずに分析したペラーの研究を批判し、ムハンマド・アリー政府による農民支配様式が転換した結果として、オムダ職が設置された、という主張を行っている。すなわち、ムハンマド・アリー初期の土地国有制と結びついた「原籍地主義による農民の労働力を直接支配する徵税方式」から、同後期の「土地私有制、具体的には地主制を前提とし、居住地を通じて間接的に農民を支配する課税方式」に移行した結果、前者の制度で農民の保証人として機能した村長老（シャイフルバラド）に代わり、オムダが村落の徵税業務の責任者として台頭した、と解説する^⑯。このような加藤の説は、後で見るよう、「はじめに」で指

摘した「公式の政治」と「非公式の政治」の構造が、徵稅業務の分野で形成されたことを示唆しており、その点からも興味深い。

さて、この変化の過程、すなわちオムダ制度の成立過程で重要なのは、一村一村長職の原則によって立つ、中央の直接的な農村支配の基本的土台が作られた点である。1895年オムダ法によれば、「オムダとは村（balad）における唯一の長であり、そこにおける仕事に責任をもつものである」とされ、より古い第一シャイフの職であったシャイフルバラドは、村の居住区（hissa）あるいは、本村に付属する子村（kafr, naj', izba）の長としてオムダを補佐する役職として位置づけられることになった²⁴⁾。

このような一村一村長職の原則は、ひとつの村がしばしば複数の徵稅請負人の支配下に置かれ、その支配と結びついて村内に複数のシャイフ職が置かれていた、従来の錯綜した支配関係を整理し、いわば支配系列の単純化を目指したものであったといえよう。そして、この支配系列の単純化は、シャイフの数の制限という形でも現れた。

さて、このように村内に複数のシャイフが存在したのは、彼らが村の居住区ごと、すなわち居住区を等しくする同族（アーラ）集団を単位として選ばれていたという事情を反映していた。とくにそうした居住区構成＝親族集団構成が複雑な場合には、シャイフの数は、しばしば20人にも達することがあった²⁵⁾。こうした状況に対し、たとえば1869年には一村のシャイフの数を8人以下に制限する法令が出され、またその後6人以下に引き下げられたが、たとえば18人のシャイフがいた例など、いくつかの村には依然として数多いシャイフ職が存在した²⁶⁾。

一アーラー・シャイフという従来の村役人の選出方法を、シャイフ職の数を限定し、一村一オムダとしてゆくこの法制化の過程こそ、後述するように、アーラを中心に行われてきた伝統的な村落政治に対する国家の初めての介入であったと見なすこともできるかと思う。ただし、実態を見るならば、オムダ法の公布後においても、ひとつの村に2人のオムダがいた例、ひとりのオムダが2つ以上の村を統括していた例がしばしば見られた²⁷⁾。

一村一村長職の原則から逸脱するこのような事例の背後には、オムダ職をめぐる有力アーラ間の抗争など、国家による村支配の一元化を阻害する要因があった。こうした問題は、その後のオムダ法の改正で例外規定を設けることによって、政府も対応せざるをえないほど重要な問題であった。ここで十分論じられるテーマではないが、この一村一村長職をめぐる問題は、近代以前も含めたエジプトにおける「村落共同体」の存在にかかわる問題の一部として位置づけられると思う。

2. 選任制の推移

オムダ制度の沿革において最も重要な局面は、選任制度の変化である。なかでも、任命制と公選制の交替という変化は、それぞれの時代のさまざまな政治的対立が、そしてその結果としての権力関係の再編が最も先鋭な形で反映する局面であった。以下では、この局面を中心に制度の変化を概観するが、その前にオムダ職の任期・資格要件などについて簡単に言及しておきたい。

現行のオムダ法（1978年第58号法）によれば、オムダの任期は10年となっているが、1952年革命後の改正（57年第106号法）以前は終身制であった。また、その資格は、(1)村内に居住しエジプト国籍を有する男子（57年法以前は村内出生者でよかった）、(2)年齢30歳以上（同じく以前は25歳以上）、(3)評判が良く（*hasan al-sumi'a*），公民権を有する者であり、(4)読み書き能力がある（同じく1957年法以前はこの規定がなかった）とされている⁴⁹。以上に加えて重要な規定は、オムダ層という政治的階級の形成と密接な関係をもつ財産資格に関するものであるが、これについては、次の第2節で述べる。

(1) 任命制から公選制へ

上述のように、18世紀におけるシャイフが、同族集団を骨格にした長老制的支配と、任命権をもつ徵税請負人の支配との両者が交錯する役職であったのに対し、ムハンマド・アリー期の村長職（オムダおよびその前身としてのシャ

イフルバラド)は、公式にはその体制の集権的で一元的な支配秩序の一部として位置づけられた。すなわち、村長職は、県 (mudirīya)=県知事 (mudir) → 州 (ma'mūriya)=州長官 (ma'mūr) → 地区 (qism)=地区長官 (nāzir) → 郡 (khutt)=郡長官 (hakim) からなる階層秩序的な地方行政制度の末端に組み込まれることによって、これらの役職と同様に、国家の直接的任命によって選任された。この直接任命制は、その後のアッバース期 (1848-54年), サイード期 (1854-63年) においても継続する。

しかし、ペアーによれば、イスマイール期 (1863-79年) になると、こうした国家によるオムダの任命も形式的なものとなり³⁰、さらに近代エジプト初めての議会制度である代議会 (majlis al-nawwāb) が、オムダおよび村のシャイフの公選制を決議するにいたる (1869年および1880年の議決)³¹。このオムダ職公選制への移行は、この時期、綿花経済のブームにともなって力を蓄えた階層、代議会議員の大半がそれに属するオムダ・シャイフ層の利害を強く反映した変化であった。シェルヒ (Alexander Schöhlch) によれば、オラービー革命 (1881-82年) にいたるこの時期、オムダ・シャイフ層は農民大衆の意見を代弁する役割を演じていた、のである³²。

この新しい村民による公選制度においては、県の役人を長とし、県が選任した同じ郡に属する「見識と誠実さと公正で知られる」オムダ 4 名、および「住民および民情に通じた」近隣の 4 人のオムダからなる委員会が選挙の監督を行った。ただし、このようなオムダ層が主導する選挙の結果に対して、内務大臣はこれを破棄できる規定があり、その点で任命制時代の国家統制の性格は受け継がれていた³³。また、ダーアラ・サニーヤ地などの大所領においては、オムダの選定において依然として、所領の管理当局に大きな権限が与えられていた³⁴。

しかし、この村長職公選制に対しては、その施行後、さまざまな意見、とくにこれを批判する議論が巻き起こった。すなわち、この改革は農民が選挙に習熟することによって健全な議会生活が定着する第一歩となるとする意見も見られたが、他方、農民たちの愚直 (basāṭa) や蒙昧 (sadhāja) を指摘し、

「近隣のオムダやシャイフと村民のなかの名士たち (*al-nabħā'*)」による選出制に変更すべきだとする意見、選挙違反の発生を危惧して「名士たち」による選挙の公正を保証する制度を設けるべきだと提案、そして村民による選挙それ自体が誤りの源だとして任命制に戻すべきだとする意見も出された⁽³⁵⁾。

後に述べるように、これらのオムダ公選制を批判する声の高まりは、オラービー運動が挫折した後における、英國占領体制の下における政治思潮を反映したものであった。こうした政治状況のなかで、前述の1895年オムダ法が公布され、オムダ職の公選制は廃棄されることになった。

短命に終わった公選制に代わったのは、シャイフ職委員会 (*lajnat al-shiyā-kha*) という「名士たち」と政府代表者の協議機関を通じたオムダとシャイフの任命制度であり、村民一般の政治参加は排除された。しかも、この制度は、オムダの選出に当たっては州長官の、シャイフの場合はオムダの意向を聞くこと、さらに最終的には内務省の承認を必要とするという、きわめて中央統制的な性格をおびていた⁽³⁶⁾。

(2) 英国支配下のオムダ任命制度

この1895年オムダ法は、英國による植民地支配的な行政改革の根幹となる制度改革のひとつであった。このオムダの任命制度は、内務省に監察官 (*mufattish*) を送り込んだ英國政府にとって、「エジプトの英國人官吏にとって求められる最も重要な仕事は、オムダ職の選任である」と述べた当時の英國高等弁務官、クローマーの見解に見られるように、農村社会に対するその階層秩序的な中央支配の伸長を目的とするものであった⁽³⁷⁾。

しかしながら、英國人監察官によるオムダ職の掌握を目指したはずのこの制度は、その後の時代の変化、とくに1919年革命後の政治状況のなかで、新たな政治的役割を演ずることになる。すなわち、エジプトの形式的独立後に公布された1923年憲法による議会制度の枠組みにおいて、オムダ職の任命権は、民族主義政党ワフド党と宮廷派、そして英國から構成される政党政治の

三極構造において、重要な政治的手段として扱われるようになる。そして、オムダ職が政党政治の道具と化したこの状況を象徴した動きが、1925年の反ワフド党内閣のズィワール政権下における、スィドキー内務大臣による大量のワフド系オムダの解任と、その半年後のワフド党内閣によるその復職措置であった⁽³⁸⁾。

そして、このオムダ職選出問題の政治化が、中央一地方関係のうえで大きな意味をもつことになるのは、こうした政党間の抗争が、村落内部の同族集団（およびその連合体）間に形成された対立と結びついで、農村社会に広く拡散したことである。このような国政における議会政治と村落内部の「アーラ政治」との結合は、1970年代後半以降の複数政党制移行にともない、与党的国民民主党と野党（とくに新ワフド党）の間で繰り広げられた「アーラ選挙」の形をとって、再現されることになる⁽³⁹⁾。

さて、オムダ選出をめぐる法改正の問題は、当時、ワフド党と英國植民地統治との間の主要な政治的争点のひとつともなった。たとえば、ワフド党がオムダ職の公選制への復帰を要求したのに対し、英國当局は、政府の管理強化を狙う法案を準備した。この改正案は、選挙の腐敗を防止し、中央統制を強めることを目的にして、前述の選出委員会の構成を政府側委員3名とオムダ・シャイフ4名から後者を1名減らす内容であったが、1926-28年にかけて国会で審議された結果、廃案となつた⁽⁴⁰⁾。この問題は、その後も一貫してイギリス支配当局とワフドなどエジプト議会勢力との間の政治的な争点となつた。一例として、1936-37年のワフド党ナッハース内閣が、村落評議会(majālis qarawiya)制度の導入と結びつけてオムダ公選制の復活を画策したことがあった⁽⁴¹⁾。

オムダ法の改正をめぐる動きは、1940年代に入っても継続し、その結果、1947年第141号法が公布される。この新法における改正は数多くの箇所に及んだが、ペラーは、オムダの選出において政府が最終的決定権を掌握している点で基本的に大きな変化はなかった、という解釈を示している⁽⁴²⁾。

(3) 1952年革命後の変化

さて、このような任命制にもとづくオムダ制度は、1952年7月革命政権の眼からすれば、英國植民地支配の支柱であり、また議会政治の政争の道具として機能する旧支配体制の根幹に他ならなかった。したがって、同政権にとって、オムダ制度の改革は、革命直後に断行した農地改革（1952年9月）による大地主＝旧支配勢力の払拭を徹底させるという意味においても、重要な政策課題となった。

革命政権は、そのため、オムダ制度の改革に関するいくつかの専門委員会を設置し、以下のような複数の改革案を提出させた。たとえば、ある委員会では、それまで終身制だったオムダ職を6年任期にして存続させるという案が、また別の機関では公選による地方評議会（al-majlis al-baladi）を設置し、その議員から互選あるいは内務省の任命による新しい村長職ムフタール（mukhtār）を選任する案が出された。また地方分権化の推進を構想したある委員会は、オムダの專制的支配と英國支配による利用を批判し、オムダ職の廃止（居住区のシャイフ職は存続）と警察の駐在所による代替を提案した⁴³⁾。

以上のような議論が行われた後、1957年第106号法によりオムダ制度の改正が実施された。ただし、この法律の内容は、上記の提案に見られた抜本的な改革ではなく⁴⁴⁾、目立った変化といえば、オムダ職を10年任期とすること（ただし、1回のみ内務大臣の承認による任期延長を認める）、そして公選制を再び導入することの2点であった⁴⁵⁾。

アブー・ゼイドは、旧支配層の地主勢力から一般村民への地方権力の移動が行われたと、この新しい公選制を高く評価しているが、他方、オムダ職の廃止を求める議論の高まりにもかかわらず結局存続となった事情の一端を、次のように説明している。すなわち、この役職を有効な支配の手段として保持しようとする一部オムダ層による復讐、とくに祖先を等しくする村の住民の間に疑惑を巻き起こそうとする陰謀によって、法案に対する攻撃・脅迫が行われた、と⁴⁶⁾。

その後オムダ法が改正されるのは、1964年（第56号法）である。この改正が

行われたのは、アラブ社会主義連合（ASU）の結成（1962年）に象徴される、体制の社会主義的改造が試みられていた時期であり、この時も、再びオムダ職の存廃をめぐる議論が起きた。しかし、アブー・ゼイドによれば、オムダ職を村落議会によって代替させるという、革命直後に見られた分権化を指向する意見は、この時にはもはや力をもっていなかった、という⁴⁴。

したがって、この1964年法改正も部分的なものにとどまったが、ただし、ASUの下部機関への加入資格をもたないオムダの免職措置や、オムダの親戚が村のシャイフの職に就くことが禁止されるなど、その内容には国家エリートが採用した当時の左派的イデオロギーが色濃く反映していた。とくに、後者の改正点は、ASUの末端委員会に同じ家族から複数のメンバーが選出されるのを禁止する措置と並んで、村落政治におけるアーイラ（同族）支配の構造に対してイデオロギー的な攻撃が行われたことを意味した。

さて、このオムダ法が改正された時期、ナセル政権が試みた村落政治への直接介入、すなわち、ASUを通じた国民動員体制の組織化と、革命前の「封建的」勢力の払拭を狙ったキャンペーンは、両者とも失敗に終わった。メイフィールド（James Mayfield）は、前者のASUに加盟した農民の数を、成年男子の15%と推計し、さらに、このASUの末端組織、二十人委員会（lajnat al-‘ishrīn）が、オムダとシャイフと肩を並べるエジプト農村における第3の権力の場となった、と述べている⁴⁵。たしかに、この委員会の設置は、ハーリク（Iliya Harik）の研究が例示したように、一部の農村で下層農民が中心となった既存の支配秩序の変革を導く制度的手段とはなった⁴⁶。しかし、その実態は、大半の農村では委員の多くが旧地主層や政府の役人であり、村落政治の枠組みに変化は見られなかつた、というメイフィールドによる評価に近いものではなかつたろうか⁴⁷。

一方、後者の反「封建制」キャンペーンは、有名な「封建制廃止委員会」（1966年）の活動という形態をとって展開した。しかし、このような村落政治への直接的介入に対する反撃は、カムシーシ村事件（1966年4月）をめぐる醜聞に象徴されるように、サダト時代、露骨な形をとって表れることとなつ

た⁵¹⁾。

しかしながら、今日の観点からすれば、このような観念的な上からの改革の失敗にもかかわらず、この1964年オムダ法改正が行われた ASU の時代は、前述したような「公式の政治」と「非公式の政治」が対峙する現在の村落政治の構造、およびこれを制度的に整備した1970年代の村落行政改革を用意する時期、いわばひとつの移行期であったと評価することもできる。すなわち、このナセル政権による村落政治への介入は、近代エジプト社会の権力関係がもつ重層構造に、したがってオムダをめぐる権力関係に変化をもたらす画期となった。

たとえば、村落議会の沿革を見るならば、今日の地方人民委員会制度の前身は、上記の ASU 時代の二十人委員会であり、それはさらに、革命直後の村落委員会制度にさかのぼる。さて、エジプトにおける村落議会制度の歴史は、英國占領期の村落評議会制度の導入（1910年）に始まるが、その後1923年憲法により制度化されたにもかかわらず、全国に普及せず、同評議会の数は革命の年、1952年でわずか70にすぎなかった⁵²⁾。これに対し、大地主階級の政治的影響力の払拭を目的として農地改革を断行した革命政権は、議会政治と決別し、解放戦線（The Liberation Rally）、国民連合（The National Union）、アラブ社会主義連合と続く一連の国民動員組織を形成するなかで、こうした動員体制の末端組織として二十人委員会などの村落議会制度を利用し、農村社会の直接的な支配に乗りだしたわけである。

また、1970年代後半に発展する前述の村落単位制度も、その先駆的形態が、やはり革命直後に試験的に導入された（複数の村落を包括する）連合単位（combined unit）制度に求められる⁵³⁾。これらの制度は、上述の村落議会制度と同様、従来の村落の枠を越えた広域的な行政サービスの単位を形成することにより、既存の村落政治の秩序から「公式には」自由な、農民生活に対する国家の直接的な介入を用意するものであった。

(4) 現在のオムダ法改正問題

さて、この村落単位制度の全国的な普及を目的とした地方行政法（1979年第43号法）が公布されるとほぼ同時期（1978年）に、オムダ法は再び改正される。現行法として施行されているのは、この1978年第58号法が、1980年第148号法によって部分的改正が加えられたものである。これらの法改正は、駐在所の設置に伴うオムダ職の廃止に関する政府の権限強化（とくに1980年法による県治安局長〔mudir al-amn bi-l-muḥāfaẓa〕への決定権限の付与）や、治安局长によるオムダに対する職務怠慢の罰金措置、およびオムダと公務員の兼職承認などなどの項目からなっていた⁵⁴⁾。

そして、「はじめに」で述べたように、1993年、政府は、現行のオムダ法（1978年第58号法）の改正案を人民議会に提出した。1993年6月11日付けの『アル・アハラーム』紙に掲載された内務大臣談話によれば、この改正案の主たる内容は、52年革命後に復帰したオムダの公選制を廃止し、再び任命制に戻そうというものである。すなわち、この新しい任命制では、以下のメンバーからなる委員会によってオムダ職は選任される。それは、県治安局副局长（委員長）、村を管轄する地方裁判所の裁判官、県犯罪調査局長、国家公安調査監察官、検察法務官であり、この法案がそのまま成立するなら、オムダ職は、国家の治安司法機構の地方代表者の完全な統制下に置かれることになるようにも見える⁵⁵⁾。加えて、もうひとつの大きな変化は、任期を10年から3年に短縮して、中央からの統制をより強めている点にある⁵⁶⁾。

さて、この法案の審議をめぐって、人民議会では白熱した議論が巻き起こった。政府および与党側の改正案を支持する理由の第1は、前節で述べたようなイスラム「過激派」対策であり、もうひとつは、アーラ（同族集団）を単位とした村落政治の安定化を求める意見である。とくに、後者の側面について内務大臣は、前出の新聞記事のなかで、改正の理由を次のように解説している。「公選制が多くの場合、とくに村内にアーラ間の対立が存在する場合において、治安と公共秩序が必要とするものとなじまないからである」と語っている。すなわち、大臣の説明によれば、オムダの選挙をめぐり、ア

サビーヤ ('asabiya 族的結集) が高揚して、アーライ間の抗争 (khuṣūma) が激化し、選挙中は村全体がほとんど機能麻痺状態に陥り、そのために、多くの村でオムダ職が置かれていらない事態となる⁵⁷⁾。ちなみに1994年初頭の現在において、全国4652カ村のうち、オムダ職が置かれている村は、3606あるが（約1000の村ではオムダ職が置かれず、警察の駐在所によって代置されているという）、そのなかの約4分の1に当たる911が空席であり、同様にシャイフ職については、2万6374のうち、8616が決まっていないという⁵⁸⁾。

一方、こうしたオムダ法改正案に対しては、野党の側から、任命制への復帰は民主主義に反するとしてこれを批判する議論もなされ、また、オムダの資格をめぐって、財産規定、教育水準、そして従来の男性に限定する資格規定などの点をめぐり、興味深い議論が戦わされた⁵⁹⁾。こうした議論は、現在のエジプトにおける政治的社会的対立的一面を集約しているとも言えるが、ここでそれをすべて詳しく説明することはできない。この研究では、その議論が含むさまざまな問題のなかで、オムダ職存続とアーラとの関係に焦点を当てることにしたい。なぜなら、この問題は、これまでオムダ制存廃に関して行われた議論においても中心的な主題となってきたからであり、現在の改正案もそうした議論の延長線上に位置づけて考える必要があるからである。次に、アブー・ゼイドが要約している、こうした議論を概観しておこう。

まず、一番目の議論として、オムダ制の廃止を主張する地方行政の専門家たちの意見がある。彼らは、もはや改善の余地もないオムダ制度は廃止し、代わりに複数の村を統括する警察の駐在所を設置すること、ただし、村内の居住区ごとのシャイフは残す、という提案を行っている⁶⁰⁾。彼らがオムダ職の廃止を求める理由の第1に挙げているのは、現行のオムダ制度と村落議会制度の間に行政的な連関が欠如していることである。加えて、地方分権化を推進する立場から見るならば、革命前の事態が示すように、オムダ職が中央政府、とくに支配政党の影響力を直接受ける仕組みになっているのは、地方自治制度上、問題である。

第2は、オムダが、単なる末端の地方行政職ではなく、一族 (ahl) や部族

(‘ashīra)との仲介役として、中央政府の権力に加えて、心理的な影響力、権力を有し、その結果、オムダ職が「アーラの願望を実現させる対象、あるいは憎悪と抗争の原因となり」、復讐（タール）の応酬のような犯罪行為をもたらしていることである⁶⁰⁾。

第3に、1957年法以降、10年任期と公選制に改革されたとはいえ、現在のオムダ制度は、ひとつのアーラが世襲的に支配する「一種の行政的封建制度」となり、実際には、住民による選挙はほとんど意味をもっていない。そして、第4に、オムダが果たす多様な職務に適合した資格が、現行の読み書き能力だけという条件では満たされていない、というものである⁶¹⁾。

以上のオムダ廃止論に対し、その制度的基盤を強化するような改革措置を施したうえでオムダ制を存続させるべきだ、とする正反対の意見がある。このオムダ存続論を主張する意見にしたがえば、実際のところ、その住民がひとつの家族から構成されている大半の村では、オムダは一族の正統な長であり、彼と一族の住民を結ぶこの役職に代わる制度は考えられない。そして、この意見は、存続の条件として、次のようなオムダ制度の基盤強化の提案がなされている。

まず、第1は、廃止論者と同じく、現行の村落議会制度とオムダ制度の不整合を指摘するが、ただし同議会の長をオムダが務める体制に変更すべきだとして、住民の直接選挙・村落議會議員による選挙の2段階の選挙制度などからなる改革案が出されている。第2は、オムダの教育的資格に制限を加えるべきだという意見であり、この点、公務員のオムダとの兼職を認めた1978年法は評価に値する。そして第3の改善案は、オムダ手当ての一般公務員並みの引き上げである⁶²⁾。

以上のオムダ制廃止・存続両論を紹介した後で、アブー・ゼイドは、最後に、「法案作成者の立場」から見たオムダ制度に関する公式の見解を紹介している。それは、以下にあげるような、国家公安委員会報告(1978年6月27日)の抜粋である。

「村内で中央権力を代表する手段として最適なのはオムダ制度である。こ

これまで多くの研究者が、オムダ職を廃止し政府官吏や公選の行政委員会によって代替する案を繰り返し提出してきたが、現実的な適用を考えると、最適の村落統治制度はオムダ職制度である。なぜなら、一般にエジプトの農村は、その大多数がひとつの家族、すなわち出自を同じくする家族か、あるいは姻戚関係を通じてひとつに結ばれた家族から構成されており、したがってそこにおける公正なオムダとは、彼らの利害を護る一族の正統な長に他ならないからである。彼は、住民の問題を解決し村民の間に起こった紛争に裁決を下すことができると同時に、政府と国民を繋ぐ連結辞（ハムザトルワスル）というべき存在である。したがって、オムダ制度は、村落統治における現実的で確実な行政装置なのである」⁶⁴。

以上の内容から考えれば、エジプト政府は、少なくとも1978年のオムダ法改正時においては、前に示した議論のなかで、後者のオムダ制存続論の方に傾いていたということが言えそうである。この存続論には、後で述べるように、当時の中央権力とオムダ層との関係変化、あるいは中央権力によるオムダ職やアーラに対する認識という、時代的特徴が色濃く反映していたようだ。

これに対し、1990年代半ばの現在、再び議論されているオムダ法改正は、上述した52年革命以来のオムダ制存廃論の文脈において、また、「はじめに」で言及した新しい歴史的な状況と結びつきながら、どのような改革の方向を示しているのか、そして、それはどのようなイデオロギー的な解釈が可能なのか、きわめて興味深い問題である。ここでは資料不足もあり、その議論に深く立ち入ることはできないが、ただ、オムダ制の廃止論と存続論の両者とも、それぞれ結論の方向は異なるが、村落議会制度との関係、オムダの教育資格、そして村落政治におけるアーラの重要性などについて、共通する認識が見られることに注意しておきたい。こうした行政テクノクラートの共通認識に対し、今回のオムダ法改正をめぐる議論では、アーラを見る眼差しに変化がないが、村落議会制度との関係の調整は議論が棚上げされ、またオムダの教育資格については、むしろ逆行する側面が見られた⁶⁵。そこには、

オムダ法を策定する側と、同法を適用される側との対立する関係、すなわちエジプト社会の政治空間における重層性がかいま見られたと言えるのかもしれない。

3. 職務内容の変化

オムダの職務の変化は、ムハンマド・アリー期に決められた内容がその後どのように変容（あるいは縮小）していくかという形で記述できるように思う。前述の箇所で、オムダ職の起源を同時期に求めるなどを強調する議論を紹介したのは、このような仮説を前提に考えたからである。

ムハンマド・アリー期における村長職（シャイフルバラドおよびオムダ）は、綿花など商品作物の栽培拡大と農産物の専売制度を通じた剩余の蓄積により、急速な産業近代化と強大な軍事国家の建設を目指した同体制にとって、政策を実行する末端の担い手であり、また徴税・徴兵・強制労働の徴用などによって農民を収奪する支配の根幹でもあった。しかしその後の時期、国家行政組織の専門化・体系化が進行するのにともない、オムダの職務は、縮小・変質してゆく。とくに、英國の植民地統治による行政制度の再編は、こうした変化に対し大きな影響を及ぼした。

以下、ムハンマド・アリー期とそれ以降におけるオムダ職の職務の推移を個別に概観することを通じて、同職をめぐる権力関係の歴史的変化を考える素材を提供したい。

(1) 税の査定と徴収

ムハンマド・アリーは、徴税請負（イルティザーム）制を廃止し、徴税請負人（ムルタズィム）の仲介を排除して、直接国家が地税を農民から徴収する税制・土地制度の改革を行ったが、こうした新政策の手足として使われたのが、村のシャイフたちであった。その場合、村内の居住区のシャイフが個別に徴税請負人と結びついた旧制度とは異なり、村単位の納税連帶責任制度が採用

されたことがこの時期の大きな特徴であった。すなわち、彼らは、検地と税査定事業の委員会に動員される一方、村内の農民に対する税金の割当業務を行い、また村全体の税納入の責任を直接国に対して負うこととなった¹⁰⁰⁾。

しかし、こうした税の査定・配分の職務は、土地の私有化が進行したサイード期（1858年土地法）以降大きく変化する。すなわち、村単位の集団的納税制度が廃止されて徵税業務の個別化が進行し、税金の配分と徵収は末端の徵税吏（サッラーフ *sarrāf*）が行うことになった¹⁰¹⁾。一方、検地と税査定に関しては、オムダやシャイフは関連の委員会に参加することによって影響力を維持し、また英國支配下で行われた近代的な地租の確定作業（1899年農地税改正令）においても、中岡三益の研究によれば、「およそ真実とはかけはなれた」数字を報告する彼らに依存せざるをえず、政府が直接農村の社会経済状態を把握できるのは1952年農地改革以降のことであった¹⁰²⁾。

また、英國の支配下で、1895年法によりオムダ制度の法的な整備が行われた最大の理由は、オムダの徵税業務における不正行為に対し、英國が不信を抱いていたためであったとも言われる¹⁰³⁾。しかし、国家の直接的な徵税機構の末端に位置づけられたサッラーフによる徵税にしても、その実態は、中岡が次のように描くとおりであった。「ガフィール〔オムダの指揮下、村の治安を維持する警邏職〕にとりかこまれ、村長や長老にともなわれて農地税を徵収する *sarrāf* は、國家の税体制と末端農村の共同体の有力者との関係を象徴するものであった」¹⁰⁴⁾。すなわち、前述した「公式の政治」と「非公式の政治」の構造が、徵税機構の末端において作りだされたわけである。

（2）農業行政

ムハンマド・アリー期において、シャイフ層は、上述の徵税業務という農民からの剩余収奪のみならず、農業の生産過程そのものに国家が直接に介入する手段としても機能した。とくに彼らは、長纖維綿花など新しい商品作物の普及と灌溉制度の維持管理に大きな役割を果たした。

ムハンマド・アリーは、前述の「農業法」に体系化されたきめの細かい罰

則規定を通じて、綿花栽培を始めとする農作業の各工程を厳しく管理する制度をしいた。その場合、前述の県知事→州長官→地区長官→郡長官と続く階層秩序的な支配装置の末端に位置したシャイフ層は、こうした生産管理の統制手段として機能した。このような彼らの職務は、綿花の強制栽培に始まり、村の池(birka)の貯水の義務や、しばしば軍隊の派遣によって行われた収穫作業の監督など多岐にわたった⁷⁷⁾。また、その一方で、桑の栽培や養蚕業をフランス人技術者によってシャイフたちに教え、また大シャイフの子弟をヨーロッパに留学させて農業技術を習得させ、またシャイフたちからなる農業技術普及団を当時支配下にあったスーダンに派遣するなど、彼らは、同時期の農業振興政策の担い手としても機能した⁷⁸⁾。

しかし、このような生産管理と農業技術普及に関する多様な職務は、とくにサイード期以降、減少してゆく⁷⁹⁾。その背景には、列強の圧力によって野心的な経済開発の試みが挫折したことにもない、統制的な農業政策が放棄されたことと、また農業近代化の担い手として成長した大地主層による農業技術の普及運動が展開し（王立農業会1898年）、さらに農政の専門的な官僚機構が整備されていったからである。そして、王立農業会の支部組織（県・郡の農業会）には、数多くのオムダやシャイフが参加し、また内務省農業局の農業省への昇格（1913年）は、彼らの要求にもとづいて行われたものであった⁸⁰⁾。

ただしその後、この農業省は、とくに1960年代以降、全国農村に張りめぐらした農業協同組合を、県と郡の農業局を通じて管理することによって、前述の「アラブ社会主義的な」農業生産・流通統制を行う大きな権力をもつことになる。とはいえる、オムダ・シャイフ層と政府の農業行政との関係は、前述の反「封建制」キャンペーンが行われた60年代の一時期の緊張を除けば、調和的な関係を維持してきた。すなわち、多くの富農層が政府の作付規制を逃れ、果樹や野菜の生産を増大させた事実が示すように、農業統制政策が展開する「公式の政治」の水面下では、彼らが支配する「非公式の政治」が形成されたと解釈することができる⁸¹⁾。

(3) 灌溉行政

ムハンマド・アリー期は、ナイル川の氾濫を利用した古代以来のベイスン灌漑から、夏作の綿花栽培を拡大するために、通年水路灌漑への移行が開始された時期であった。その場合、シャイフ層は、従来の村単位で行われる日常的な灌漑業務とならんで、灌漑制度の近代化が必要とする大量の農民の徵用事業（次項で述べる）においても大きな役割を果たした。

ムハンマド・アリー期の農業・灌漑法規によると、村単位の水利用に関する規制（他村からの盗水への罰則）や村民の間の公平な水分配（「力有る者と弱者の間の公正」）は、村のシャイフの重要な職務であり、また増水時における村の堤防の防御（および隣村の堤防防御への協力）についても、管理責任が厳しく問われる職務であった^⑩。しかし、後者の職務は、その後イスマイール期になると、オムダやシャイフから公共事業省（1864年設立）の管理下に移行し、彼らの役割は同省の技師への協力に限定されることになる。また、前者の水利用に関する業務は、村単位の共同労働にもとづくベイスン灌漑から、個々の農民が末端水路から揚水するシステムへの移行という、灌漑作業の個別化が進行するのにともなって消滅してゆく^⑪。

ただし、オムダやシャイフたちは、同じくイスマイール期に体系化された灌漑行政において、県単位の灌漑監督委員会への参加を通じて、灌漑事業の運営に依然として大きな役割を果たした^⑫。とくに、彼らは、この灌漑監督委員会において、通年水路灌漑制度への改良工事が必要とする費用を村単位で分担させる事業に中心的な役割を演じたのであり、この点は1980年代末以降、現在進行中である灌漑改良工事の費用負担問題を考える場合に対照的な事例かと思われる^⑬。この灌漑監督委員会制度は、英國占領期の1894年水路法の公布以降、農業監督委員会制度へと継承されてゆくが、1952年革命政権による水路法改正（1953年）によって廃止される。

また、農業部門と同じく、この灌漑行政においても権力を集中した公共事業省と同行政への関与を排除されたオムダ・シャイフ層との間で、「公式の政治」と「非公式の政治」の図式が作りだされたように思える。すなわち、

農業省の中央指令的な作付計画にしたがって、公共事業省が設計する毎年の水利用計画が影響力をもつのは、県あるいは幹線水路レベルであり、末端の農村において水をめぐる紛争で大きな力をもっているのは、依然としてオムダやシャイフたちだからである^{⑧0}。

(4) 徴兵と強制労働

ムハンマド・アリー期に始まる徵兵と強制労働は、重税とならんで、近代のエジプト農村社会を大きく変容させる要因となった。すなわち、その過重な負担に対する農民の反乱そして逃散が、大規模な人口移動と階層変動を引き起こしたからである。

1822年に開始された徵兵制度について、1830年公布の法令選集（qānūn al-muntakhabāt）によれば、村ごとに必要な人員を供出するのは、「カーマイカーム（郷役人）^{⑧1}・オムダ・大シャイフ」の職務であり、責任を果たせなかつた場合、彼らには厳罰が課せられた^{⑧2}。また同様に、前述の灌漑工事などへの強制労働の動員に関しても、1839年の勅令は、県知事が主宰する会議（jam‘īya）に村々のオムダが出席し、県内の人口を把握して強制労働の割当を決定することを規定している^{⑧3}。

また、実際の動員過程においても、シャイフは、遠くの工事現場まで農民を引率し、作業の監督に当たった^{⑧4}。また、これらの徵兵・強制労働を忌避し、他村や都市部に逃亡した農民を連れ戻すことも、オムダとシャイフの責任であった。そして、徵兵・徵用の要員決定は、しばしば恣意的に行われ、彼らの権力基盤を強化することとなつた^{⑧5}。

その後の時期においても、農民の徵兵・徵用は、オムダとシャイフの責任であったが、サイード期には村を単位とする集団的な徵兵制度がなくなり、オムダと村のシャイフのひとりが兵役者を選抜する方式に変わつた。そしてタウフィーク期の1880年徵用法（qānūn al-qur‘ā）以降、オムダとシャイフの職務は、徵兵と強制労働に供出される人員の名簿を作成することに限定されてゆく^{⑧6}。さらに、英國占領期には、強制労働制度そのものが廃止され、オ

ムダとシャイフが直接に村民の労働力に影響力を行使することは制度的には認められなくなった。

(5) 治安維持・紛争調停

治安の維持は、あらゆる時代を通じてオムダとシャイフの重要な職務であった。そして、以上に見てきた職務が、ムハンマド・アリー期以降縮小され、整備された行政機構のなかに吸収されていったのとは対照的に、この治安業務は、とくに英國占領期後、より体系化・精緻化されてゆく。ここでは英國占領期以降の変化を中心に概観する。

英國による占領以前、治安維持の業務として出された法令は、盜賊集団への対応、職務怠慢のオムダ・村のシャイフへの罰則規定（投獄措置、盜難金の賠償）や（ムハンマド・アリー期）、殺人事件のあった村からの武器没収（イスマイル期）など、個別的なものであった^⑦。これに対し、英國当局は、占領への不満を背景に増大した農村犯罪に対応し、また支配下に置いた綿花輸出経済を維持するために、その統治機構を末端まで貫徹させることを目的として、オムダ制度の整備に努めた。

まず、英國は、占領直後の一時期（1884-89年），犯罪者に対する例外的な裁判権を有力なオムダ（大オムダ *kibār ‘umad*）に認め、また各県に県知事を長とする治安委員会（*Iajna* : commission）を組織し、各郡からひとりのオムダを委員として参加させ、犯罪事件の捜索に動員した^⑧。しかし、このようにオムダ層を重用した英國当局であったが、同時に「中央政府との関係が不明瞭であり、中央行政を上まわる権力を保持し、中央行政への服属が不完全であり、さまざまな手段で農民の搾取を行っている」として、オムダ制そのものには批判的な認識をもっていた^⑨。このような認識にもとづいて、占領行政が行った1895年のオムダ法公布は、オムダの任命制による中央権力による統制と職務の明確化を目指したものであった。同法によって、オムダ制度は、英國が手中に収めた内務省の行政機構の末端に位置づけられ、その治安業務が細かく規則化されることになった。ここで、1936年に内務省が出版した

『警察制度と行政』を一例として参照してみよう⁽⁴⁰⁾。そこでは、オムダの治安業務として、村の治安維持 (*ṣiyānat al-bilād*)、ガフィールの統括、事件の当局への通報（大事件の場合の迅速性、通報項目の詳細）、事件通報前にすべき職務（容疑者の拘束・尋問、被害者の看護）、容疑者の逮捕、犯人の家宅搜索、秘密諜報者の雇用、廷吏による裁判所調書制作の補助など多岐にわたる項目が記述されている。加えてオムダは、事情日誌 (*daftar yawmīya al-ahwāl*) の記録と、事件・紛争に関する報告の提出を義務づけられていた⁽⁴¹⁾。

さて、英國が占領直後に行った末端の治安機構の改革において、最も重要な措置は、オムダ権力の暴力装置であったガフィールの公務員化とその国家による訓練・武器の供与であったといわれる⁽⁴²⁾。前掲の『警察制度と行政』は、このガフィール職に関しても、選任の条件と解雇（イズバ所有者など地主による選任の許可）、休暇規定、監督と武器の管理、特別報酬、制裁措置、賃金配分・支払い方法など、ひとつの章を割いて細かい規定を指示している⁽⁴³⁾。

また、同書で興味深い規定は、非村民あるいは非定着民に関するオムダの監視義務である。オムダは、村外者 (*al-ghurabā'*)・ジブシー (*al-agħjār*)・遊牧民 (*al-'urbān*)・請負労働者 (*'ummāl al-muqāwilāt*)・住所不定者 (*mutash-sharidin*)・要注意人物 (*mashbuḥin*)・前科者などを監視する職務があり、村外者の場合は滞在理由・交友関係の調査、ジブシーや遊牧民には幕営地の指定を行った。また、ジブシーの場合は、シャイフルバラドとガフィールによる監視、遊牧民と移動労働者の場合は、シャイフやムカーウィル（請負業者）からの名簿の提出を命令するなど、きわめて詳細に規定している⁽⁴⁴⁾。

さて、同書には、刑事犯罪以外の、郵便・電信電話・鉄道の保全、火事への対応、地権標識の保全など多様な職務に加えて、水（灌漑時期、用水路・排水路）・作物・土地をめぐる紛争の調停の職務が記載されている⁽⁴⁵⁾。このなかで、とくに紛争の調停というオムダの伝統的な職務が、英國支配下で規定化されたのは重要な意味があるよう思う。

上述のように土地・徵税制度の近代化や農業灌漑行政の専門化が進行し、從来のオムダの多様な職務が制限される時代となっても、このように村民の

紛争を調停する権限がオムダに与えられたことは、彼らが統轄する「非公式の政治」の存在を中央行政側が容認していたことを指し示している。今日でも、「慣習法廷」(al-majlis al-‘urfi) あるいは「アラブの権利」(haqq al-‘arab) の名称で知られる村落レベルの紛争調停制度において、中心的な役割を果たすのは、オムダであることが多い⁹⁶。

この治安業務の規定を見るように、英國の占領行政は、オムダ制度の大きな転機となった。すなわち、この時期のオムダ制改革とは、ムハンマド・アリ一期における富国強兵政策の末端執行者として多様な職務が変容・縮小してゆく過程を最終的に確認し、治安業務に集中させるものであった。また、ここでは紹介しなかったが、その他の多岐にわたる行政サービス業務（人口センサス調査業務、保健衛生業務、出生死亡記録、家畜の検疫など）も、官僚機構の整備にともない、しだいにオムダの手から離れていった。

しかしながら、すでに数カ所で言及してきたように、オムダの職務を中央官僚制が吸収する過程は、行政の末端部における「公式の政治」と「非公式の政治」の分離を、それぞれの行政分野において生みだしたと言えるのである。

第2節 政治的階級としてのオムダ

1. 第二階層論

ひとつの階級を歴史の主体、あるいは運動やイデオロギーの担い手として把える考え方がある。ただし、このような考え方それ自体が、近代西欧に由来する社会認識のひとつの型であり、とくにそれが特定のイデオロギーと結びついてきたことも、周知のとおりである。すなわち、そこで語られる階級概念そのものが、そうしたイデオロギーによって造りだされたのである。

以上に述べたことは、エジプト農村の階級分析をめぐる言説、とりわけそ

これが国家規模の政治変動と結びつけて論じられるときに、かなりの程度当てはまる。そこで観察されるのは、農村中産階級、または村落有力者層などと名づけられたある階級を、民族主義運動、とくに1952年エジプト民族革命の担い手として把える言説である。

この言説を議論の出発点に選ぶことによって、エジプトの重層的な政治空間の構造を分析する新しい視角を提供した研究が、バインダー (Leonard Binder) の『興奮の一瞬において——エジプトにおける政治的権力と第二階層』である。彼は、上記の言説が、異なったイデオロギー的背景をもつ研究者、すなわち米国の政治学者とソ連やエジプトのマルクス主義研究者の双方に浸透している点を指摘する⁽⁷⁾。彼の指摘を補足すれば、このような言説には、エジプト農業問題研究の古典、アーメル (Ibrāhīm 'Āmir) の『土地と農民』が大きな影響を与えていたように思う⁽⁸⁾。

バインダーの研究は、自由将校団の階級的出自をめぐるこうした言説を出発点にしながら、それを乗り越える理論的作業の手段として「第二階層」(the second stratum) という概念装置を提起したところに画期的な意義がある。この第二階層という階級概念は、モスカ (Gaetano Mosca) の古典的著作『支配する階級』に由来する⁽⁹⁾。

バインダーは、「支配する少数者」と支配を受ける民衆の間には、「必須の媒介装置」として、支配階級の第二列というべき「政治的階級」が存在するというモスカの議論を、マルクスの『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』を援用しつつ、革命における農村中産階級の役割といった動態的な過程に適用する。そこで重要なのは、「自分で自分を代表することができず、だれかに代表してもらわなければならない」とマルクスが描いたフランスの分割地農民になぞらえて、バインダーが、この「第二階層の役割は、集合的行動でも意識的（もちろん「階級意識的」）にも表現されることはない」と述べている点である⁽¹⁰⁾。

それにもかかわらず、この階級が「政府と民衆をつなぐ唯一の構造」となりうるのは、「モスカのいわゆる『政治的階級』は支配集団の知識人分子に

すぎない」と断じたグラムシによるモスカ解釈が示唆するように、「都市化・官僚化・知識人化」を通じて、「この伝統的な地方エリートが新しい政治的階級である知識分子を生みだしてきた」からである⁽¹⁰¹⁾。すなわち、このエジプト農村の中産階級、第二階層は、子弟の近代教育と都市への移住を通じて、体制エリートが必要とする多様な「近代的都市的」職業の人材を提供し、独自のネットワークを組織してきた。後述するように、こうした状況こそが、この階級と民族主義運動との結びつきに関してひとつの言説（その場合、1952年革命は民族主義運動の最終段階とされる）が生まれる背景となつたようと思える。

しかし、彼らは1952年革命後「支配する階級」となつたのではない⁽¹⁰²⁾。バインダーが、「エジプトの政府と経済の合理化された装置の大半は、上部構造的なものであり、それは体制の指導者と一貫して存続する大半の政治社会的下部構造との間の隔壁となつてゐる」と述べる場合、この隔壁を通り抜けて機能するのが、彼の言う第二階層だからである⁽¹⁰³⁾。さて、ここで指摘された「上部構造」と「下部構造」の関係は、前節で述べた村落政治における「公式の政治」と「非公式の政治」の併存と密接な結びつきをもつてゐることは容易に理解できるであろう。その意味において、オムダ職は、バインダーの第二階層の形成と歴史的に不可分の関係にあった。

さて、バインダーの研究は、上記の第二階層を実体的な存在として把え、それを数量的に分析しようとしたところにもうひとつの意義がある。彼は、ナセル政権の国民動員組織である国民連合の地方役員の登録リスト（1959年）から、2名以上の同じ家族名をもつ組み合わせ（family set）を抽出し、このfamily setを、第二階層を数量的に把握する分析単位とする。そして、このfamily setに属するメンバーの全リストに対する比率、その職業構成、そして地域的な特徴の析出などの計算作業を通じて、いくつかの興味深い結果を示している。ここでは詳しい紹介を行う余裕はないので、簡単な要約の一部を記すことにする⁽¹⁰⁴⁾。

まず、このfamily setの総数は2233組、これに属する人物は5498名であ

り、彼らは村落委員会では委員総数の20%以下であるが、郡支部の役員では43%を占め、さらにその44%が元国会議員の経歴をもつ⁽¹⁰⁶⁾。このことから、農村に基盤を置く特定の家族出身者から構成される、「郡や国家レベルにおける権威と影響力をもつ中位のエリート分子」の存在が浮かびあがる⁽¹⁰⁶⁾。次に、職業構成について分析すると、family set メンバーの約70%は、「伝統的農村的」職業であるが、family set 以外のメンバーと比較した場合、「近代的都市的」職業、とくにそのなかでも社会的地位の高い技師・法律家・軍人など専門職の比率が高く、さらに郡の役員ではその傾向が顕著であった⁽¹⁰⁷⁾。こうした多様な職業構成は、農村的出自という特徴を保持しながらも、支配エリートが必要とする「知識分子」を供給するこの第二階層の機能的な特徴を示している。

そして、この数量分析の作業のなかで注目されるのが、family set とオムダ職との関係である。上記の登録リストの職業構成を見ると、オムダ職は全リストでは19.6%だが、family set メンバーでは29%に上昇し、このことから、オムダ職と第二階層の密接な関係がうかがえる。ただし、family set の郡役員リストでは、オムダ職の比率は18.8%へと低下する。とはいえ、全family set 2233組には1540人のオムダが含まれている事実を見るなら、これはむしろ「都市的近代的」職業に就くオムダの同族が彼に代わって役員に選出されていると考えるべきだ、とバインダーは解釈する⁽¹⁰⁸⁾。「オムダは国民連合の構成が示す多様な部分のなかで鍵を握る要素である。彼らは村落をひとまとまりにするし、また驚くほどに近代的なものと伝統的なものとをひとまとまりにするのである」⁽¹⁰⁹⁾。

2. オムダ層の形成と展開

上述したように、バインダーの第二階層論の出発点となったのは、民族主義運動を中心に叙述される近代エジプト政治史研究において、農村中産階級の特殊な役割に注目するひとつの言説である。また、この言説は、エジプト

の重層的な政治空間の構造、あるいはそこにおける権力関係の積み重なりを前提として、編みだされたものであった。

さて、このように多くの論者によって取りあげられ、解釈されてきたこの階級は、農村中産階級・富農 (rural middle class, well-to-do peasant, kulaks of Egypt), 農村名望家層・村落有力者層 (rural nobility, rural notables, village notables, provincial nobility, アーヤーン a'yān), そしてシャイフ層、オムダ・シャイフ層など、さまざまな名称で呼ばれてきた。これらの階級・階層の多様な呼称には、論者の理論的イデオロギー的背景により違った内容を付与されているのはもちろんであるが、注意したいのは、仮に同じ名前で呼ばれても、各々の時代によって歴史的性格を異にしている可能性がある点である。

たとえば、(1)18世紀末に存在したアーヤーン層あるいはシャイフ層と、(2)綿花経済の形成に深く関与した19世紀のアーヤーン層やオムダ・シャイフ層、(3)そして英國占領期にこの(2)の層から大地主層が成長した後、在地に残った中間層的部分は、それぞれ区別して考えることも可能である。さらには、より細かく時期的に区分し、あるいは地域的にも類型化することもできるかもしれないが、ここでは当該テーマとの関わりを探るという範囲で、いくつかの研究を紹介・整理することに留めたい。

(1) 18世紀のアーヤーン層

(1)の時期のアーヤーン層・シャイフ層については、最近ではクーノとバラカートの研究がある^(II)。クーノの著作は、かつてグラン (Peter Gran) が提出した挑戦的な主張、すなわちエジプトにおける資本主義発展の起源を19世紀（正確にはナポレオンの侵略）以降の「西洋の衝撃」に求める通説に対して、それ以前の18世紀後半における自生的な資本主義の生成を論じた主張を、より実証的に把えなおそうとした試みであるが、そこで重要な意味をもつてするのが農村名望家=シャイフ層の存在である^(III)。

クーノの結論は、上記の通説とグランの説との中間であって、18世紀エジプトの農村経済はいまだ「資本主義的」とは言えないが、従来見なされてき

たよりは「近代的」なものであるとして、村のシャイフ層が都市の商人と結びつき、また管轄する居住区の農民に対する支配を利用し、商品作物の生産や金融業を営んでいた実態を描写している⁽¹¹²⁾。

ところで、こうした近代以前のエジプトのアーヤーン層の問題は、オスマン帝国支配下の他の地域における地方有力者・アーヤーン層と比較して考えることも有効である。たとえば、永田雄三の研究が示すように、18世紀後半のトルコにおいて導入されたアーヤーン職制度は、従来のティマール制やカーディーを中心とした地方の軍事・統治制度が弱体化し、代わってチフトリキ経営や徵税請負権を基盤に成長したアーヤーン・デレベイ層が地方行政官の官職を要求し、その職務権限を拡大させていったものである⁽¹¹³⁾。

もちろん、オスマン帝国システムにおける位置、軍事組織の形態や村落・地方政治における親族組織のあり方の相違などエジプトとトルコの事例を簡単に比較することは容易ではない。しかし、トルコのアーヤーン職の選出が実際には有力者同士の武闘によるものであったという永田の指摘と、これに対しエジプト農村の場合、有力アーラ間の抗争を仲裁する役割を演じるシャイフの中から「第一シャイフ」が選ばれてきたというクーノの解釈は、それぞれの地方名望家の成り立ち方を示していて興味深い⁽¹¹⁴⁾。

たとえば、このように村落社会におけるアーラ政治の枠組みの中でより「自然発生的に」設置された「第一シャイフ」に対し、ムハンマド・アリー期において導入された村長職は、いわば人為的な「第一シャイフ」の選出を国家が各村落に強制してゆく制度であったと表現できるかもしれない。したがって、近代以前のシャイフ層・アーヤーン層から19世紀のアーヤーン層（ここでは区別する意味で一応オムダ層と呼んでおく）が成長してゆく大きな契機は、この国家の村落社会への直接関与の開始（それは今日まで連続的に続く過程である）にあった、と見ることができる。

（2）19世紀のオムダ層

19世紀以降、この国家による村落社会への直接関与が、オムダ層というべ

きひとつの階級を生みだす契機となったのが、オムダの資格要件としての財産・土地所有規定である。ムハンマド・アリー期には村のシャイフは富裕な家族の出身であることが条件であり、またアッバース期とサイード期では村内で最大の地主であることが求められ、イスマイール期にはこれが慣習法で認められていたと言われる⁽¹⁵⁾。

1895年法は、こうした慣習法的な規定を法制化し、10フェッダーン（1フェッダーンは約0.42ヘクタール）以上の土地所有をオムダの資格条件として規定した（村内に10フェッダーン以上の土地所有者がいない場合には最大の土地所有者。また、シャイフルバラドは5フェッダーン以上の土地所有者と規定）⁽¹⁶⁾。ペアーやバラカートが指摘したように、この規定は、必然的に村内で特定のアーラがオムダ職を独占する結果をもたらすことになった⁽¹⁷⁾。

この1895年法による土地所有規定は、その後の1947年法において廃止され、土地税10エジプト・ポンド以上の納税者という規定に代わり、さらに革命後の57年法では40エジプト・ポンド以上の納税者へと改正される。しかし、階級としてのオムダが形成されるのは19世紀のことであり、その過程に大きな影響力を及ぼした土地所有規定の歴史的役割は、すでに終わっていたと言えなくもない。そして、1947年法以来の納税額規定も、「アラブ社会主義」的傾向の強まった時代の64年法では撤廃される。

しかしながら、サダト時代の1978年法では、5フェッダーン以上の土地を保有かつ所有している者（すなわち、小作地は認められない）、あるいは40エジプト・ポンド以上の納税者という「伝統的な」規定が復活した⁽¹⁸⁾。この法改正の背後には、前節で見たオムダ職に対する中央権力の認識が、そしてオムダ層と中央権力の間の関係変化がうかがえる。それは、この時代を特徴づける、アンサーリー（Hamied Ansari）言うところの「再伝統化」現象のひとつであったのかもしれない⁽¹⁹⁾。

さて、19世紀にオムダ職を権力基盤としてひとつの階級が台頭した過程を最も詳細に分析したのは、前述のバラカートの研究である。バラカートは、「村のアーヤーン」層を、都市に住むザワート層大地主と一般農民の中間に

位置する、オムダや村のシャイフから構成される社会階層 (*al-sharīha al-ijtimā'iya*) として把え、その形成を次のように分析する。まず、この階層が台頭する大きな契機となったのは、前節で述べたような徵税や徵兵・徵用に関する村長職の職務であった。たとえば、徵税業務に関してひとつだけ例示するなら、死亡した農民の土地相続に関し、シャイフルバラドにその決定権が与える法令が出されたこともある（1846年土地法令）⁽¹²⁰⁾。

こうした職務権限の乱用をはじめ、債務隸属による農民からの土地収奪、村の居住地の一定面積を免税地として取得する権利、農産物の流通支配や農民労働の大経営地への供出、またムタアッヒド（ムハンマド・アリーの土地国有制が解体した後、一部の土地に適用された徵税請負の管理者）に就いた場合の特権など、村長職の地位を利用した特定のアーラによる土地集積が19世紀を通じて進行した。ただし、バラカートは、こうしたオムダ層=アーヤーン層がさらに大地主へと成長するのはごく一部であり、オラービー革命まで彼らは「農業的中産階級」としてとどまった、としている⁽¹²¹⁾。

オムダ層が、エジプト近代史の舞台の中で政治的階級として、鮮明な姿を現すのは、このオラービー革命においてであった。前述の農村中産階級と民族主義運動をめぐる言説が生みだされるのも、この政治変動の過程を経た結果であると言ってよいよう思う。たとえば、同革命に関する定評のあるシェルヒの研究は、トルコ・チェルケス系のザワート層=「支配する階級」に対抗する「土着の名望家」（the autochthonous notables）の役割を重視し、その階層としての性格をウェーバー的な意味での「名望家層」（Honoriatioren）であったと把えている⁽¹²²⁾。このような意味での彼らの「名望家層」としての政治的機能が十分発揮されたのは、オラービー革命体制下における代議会での人民の代表者としての活動であった⁽¹²³⁾。

ところで、このようなオムダ層の政治参加の増大は、革命以前から続く一連の発展過程の結果でもあった。たとえば、地方行政への参画を見ると、ムハンマド・アリ一期に始まるシャイフの地方行政長への登用は、サイード期になるとさらに発展し、郡長官の4分の1、地区長官の3分の1がオムダ・

シャイフ出身者であったと言われる。そして、次のイスマイール期になると、これまでザワート層が独占してきた高位の地方行政職に参入し、オムダ層出身の県知事も決して例外的ではなくなつた⁽¹²⁴⁾。

そして、こうしたオムダ層の政治的役割の増大と並行して、同時に彼らには中規模地主としての階級的意識が成長していたと解釈する説もある。たとえば、ディビス (Eric Davis) は、19世紀を通じた長纖維綿花の生産の拡大とともに、この社会階層の間に一定の階級意識が醸成されたと述べ、それがオラービー運動において重要な役割を果たした点（とくに遊牧民と農民のアーヤーンの連帯の問題）を指摘している⁽¹²⁵⁾。また、バラカートは、「代議会と将校という文民面と軍事面の2つの翼」をもつこのアーヤーン層の政治運動こそが、ザワートとアーヤーンの間の対立（「綿花の富」の分配をめぐる）を起点として、オラービー革命の爆発を誘導した点を強調している⁽¹²⁶⁾。

こうしたアーヤーン＝オムダ層とオラービー革命をめぐる言説のもつ問題性、とくにその実証的根拠については、関連する研究点数の多さの問題もあり、ここで十分に論ずることはできない⁽¹²⁷⁾。以下では、前に述べたバインダーの第二階層論との関連で、オラービー運動以降のこの階級の変化（あるいは、その継続性）をめぐる問題について考えることにしたい。

(3) 英国占領後のオムダ層

オラービー運動の挫折後におけるアーヤーン＝オムダ層の変化については、アーメルがはじめに示唆を与え、アブデルマリクがそれを展開したひとつの解釈がある⁽¹²⁸⁾。この解釈にもとづいて実証研究を進めたバラカートは、その変化を以下の2点にまとめている⁽¹²⁹⁾。すなわち、(1)彼らの多く、とくに土地所有規模の大きい部分が、都市に移住して不在地主化し、また子弟に教育を受けさせることを通じて、中央における政治活動に参加していったこと、(2)とくに英国占領以後、旧い支配階級であるザワート層との通婚が増大し、彼らの伝統と文化を取り入れていったこと（いわゆる「上昇転化」現象）、である。

さて、すでに見たように、バインダーは、こうしたオムダ層の変化それ自体を議論の前提として、第二階層論を展開した。ただし、注意したいのは、その場合、こうした時期の変化がむしろ通時的な現象として把握されたことである。すなわち、彼の議論においては、この階級が「都市化・官僚化・知識人化」を通じて政治エリートの支配を下から支えるといった現象は、オラービー運動以降（さらにはそれ以前から）今日まで見られる一貫した傾向と見なされている。

しかし、英國占領期に起きた変化は、この階級の第二階層としての歴史的な一貫性をむしろ否定する断絶的なものであったとは考えられないだろうか。すでに見たような1895年オムダ法に象徴される、中央の植民地支配権力の地方浸透に対し、オムダ層の多くはその権力の網に取り込まれていった。また、経済的には王領地の払い下げ政策の恩恵を被ることによって土地集積を進め、社会的にはザワート層の文化や生活様式に習熟することを通じて、身分的な「上昇転化」を遂げていった（他方、同時にザワート層自体が土着化していったという解釈もある）⁽¹³⁰⁾。その結果、ペアーが述べるように、「イスマイールの時代にしばしば見られた大土地所有者のオムダは、20世紀中葉のエジプトにはまれにしか見られなくなった」⁽¹³¹⁾。

このような変化を前提にして、オムダ層の政治的機能を論じる場合、かつてオラービー運動の最中に実現したという彼らの「名望家的支配」（シェルヒ）あるいは明確な階級意識をもった政治行動（デイビス）と、バインダーが想定する「階級意識をもたない」第二階層の政治的機能とは、どのように連続して考えることができるのだろうか。

もっとも、その場合、オラービー運動や1919年革命などの特殊な「革命的」局面におけるオムダ層の政治的機能と、両大戦間期における日常的な議会政治のそれを区別する議論は可能である。前者の民族主義運動の局面において、オムダ層は、一般農民の指導者として、またその農民蜂起が過激化（地主の土地占拠など）するのを防ぐ統制者（たとえば、1919年において幾つかの地域で結成されたアーヤーン層を中心とする地方自治政府に見るような）として描かれて

きた⁽¹³²⁾。また、ムハンマド・アリー期における農民反乱においても、これと類似した性格が当時のアーヤーン層に検出できるのかもしれない⁽¹³³⁾。

オムダ層をひとつの政治的階級と把える場合、オラービー運動期とその後の時代を比較して両者の質的な相違を指摘するか、それとも政治変動の局面そのものが同じ階級の政治的機能の相違をもたらしたと考えるのか、ここでは何らかの結論を述べることはできない。「はじめに」で述べたように、オムダをめぐる権力関係の問題を、こうした闘争や抵抗といった具体的な政治過程を通じて分析するのは、この研究の範囲を越えているからである。

もっとも、こうした議論の限界は、本節で取り上げているバインダーの研究についても言える。すなわち、彼が採用した第二階層の量的な把握という手法では、公的職務に就いた同階層の数量データの分析を通じて、彼らと中央の支配エリートとの関係を推測することはできるが、具体的な政治過程における実態は見えてこない。たとえば、バインダーは、1959年の国民連合の役員リストにおけるfamily setとアリー・ムバラクの『新編地誌』(1886-89年)における在村の名望家の家名とを綿密に比較している⁽¹³⁴⁾。しかし、それは、時代を異にした2つの階級の親族的な出自の同一性（それは19世紀以前に遡ることになろう）を主張することにはなっても、階級そのものの歴史的社會的性格が同じことの証明にはならないのではなかろうか。

また、バインダーは、国会議員の名簿を分析し、農村中産階級出身の議員の比率が1881年代議会の75.3%から1924年の49.9%へと低下し、その後30年代から52年革命直前まで再び増加したという計算結果を示している⁽¹³⁵⁾。そして、彼は、とくに1919年革命以降、都市中間層的性格をもつワフド党が、エジプト政治の機軸的存在となり、農村のオムダ層は都市の議会政治からしだいに排除されていったと、この変化を解釈する。また、1930年代以降に議員比率が上昇したのは、ワフド党がそれまで軽視してきた農村の支持基盤が他の政党によって掘り崩された結果である、と推測する⁽¹³⁶⁾。

しかし、オラービー運動を担う政治的階級として成長した19世紀のオムダ層と、バインダーが言うように、20世紀以降、都市の議会政治に従属し、そ

して1952年革命に受け身的に対応したその後の農村中産階級とを同質的なものと取り扱うことは、はたしてどの程度可能だろうか。

バインダーの第二階層論が抱えるより基本的な問題点は、農村の中産階級とその出身者である中央の都市政治の担い手たちの関係である。「都市化・官僚化・知識人化」を通じて拡がった第二階層のネットワークが近代エジプト政治において中心的な役割を果たしてきたというその仮説は、前述のようなオラービー運動の担い手をめぐる議論を原型にして繰り返されてきた言説に根ざしているように思う。

たしかに、1919年革命の指導者サアド・ザグルールは、ガルビーヤ県の有名なアーヤーンの出身であり、また最近では、1970年代後半以降のイスラム急進運動に関して、サダト大統領暗殺犯のハーリド・イスラムブーリやジハード団のアップード・ゾモルが、それぞれ地方ではよく知られた名望家出身であることを強調する研究もある⁽¹³⁷⁾。しかし、こうした親族的な出自、あるいはアーライア的ネットワークが、その他の諸要因との関係の中で、どのような政治的意味をもち、それがアーヤーン＝オムダ層をひとつの政治的階級としてどのように機能させているのかどうか、これまで十分に論じられてきたとは言えないようだ。

以上に述べてきた、政治的階級としてのオムダをめぐる議論の最後に、このアーライア的ネットワークがオムダ層の形成とどのような関係をもつのかという問題について、若干言及しておくことにしたい。

3. オムダ層とアーライア

アーライアは、エジプト社会（あるいはアラブ社会）を理解する鍵ともいえる概念のひとつである。そして、前節でたびたび言及したところから理解されるように、オムダ職をめぐる権力関係の考察にとって、このアーライアをめぐる問題は避けては通れない。

周知のように、現代のエジプト社会において、アーライアという言葉の指し

示す内容は、小家族から拡大家族、さらに大規模な家系集団（しばしば数千人の規模に達する）へと、かなり伸縮の幅が大きい。ここで述べるアーアイラとは（これまで同族集団という訛語を便宜的に当ててきたが）、社会人類学的な表現を借りるなら、現代アラブ社会でかなり普遍的に観察される父系出自集団（他の地域ではハムーラ *hamūla* という呼称も用いられる）を指すものと差し当たり考えておきたい⁽¹³⁸⁾。

さて、このアーアイラをめぐる問題は、日本の研究者、とくに社会経済史研究者の関心を強く引きつけてきた⁽¹³⁹⁾。こうしたアーアイラを共同体論の中で位置づけようとする試み、それに対する批判については、ここでは触れない。ただし、こうした議論は、以下で紹介する政治研究との関係でもう一度読みなおす必要があるよう思う。

アーアイラをめぐる問題を農村社会研究の枠から外に拡張させ、国家レベルの政治においてアーアイラがもつ機能に着目した研究として、すでに言及したバインダーの著作に加えて、スプリングボルグ (Robert Springborg) の研究『エジプトにおける家族、権力、政治』をあげることができる。この2つの研究は、前者がマクロな数量分析、後者がミクロなレベルで個別のアーアイラを扱った事例研究として、一見すると相互補完的な関係を結んでいるように見える。

前者についてはすでに部分的に紹介してきたので、ここでは、後者のスプリングボルグの研究を取りあげてみよう。この著作は、政治家サイイド・マレイの個人史を素材とするモノグラフ的研究であり、ここではアーアイラとその他の政治行動の単位との関係を扱った前半の第一部についてのみ紹介する。昨1993年10月に亡くなったサイイド・マレイは、52年革命以前は政党政治の新進議員として、ナセル政権においては農地改革の責任者である農業大臣、そしてサダト時代においては国会議長として、絶えずエジプト政治の中心部で活躍しつづけた希有な政治家であった。

彼が属するマレイ家は、18世紀初めシャルキーヤ県に定住した遊牧民、ナスル一族の支族であり、19世紀にオムダ職の地位を利用して土地を集積した

が、たとえば、同じく定着遊牧民出身のアバーザ家のような大きな政治的権力をもつ大地主とは異なり、中央政界への進出は遅れた。すなわち、このアーラーイガ、都市に移住し、近代的世俗教育を受けてさまざまな専門職に従事するメンバーを排出し、さらにそのリーダーが国会議員となるのは、1920年代以降のことであった。サイド・マレイは、こうしたアーラーイガの「政治的機関」(political organization)としての機能を十分に活用する一方、農村事情に通曉したテクノクラートとしてナセル政権に食い込んでゆくことになる。

さて、スプリングボルグが、こうした「政治的機関」としてのアーラーイガの機能のなかでとくに注目するのは、姻戚関係の果たす役割である。彼の分析によれば、マレイ家は、「族内婚と族外婚のきわめて賢明な結びつき」⁽¹⁴⁰⁾、すなわちアーラーイガ内の4つのサブ・リニイジの間で族内婚(endogamy)を繰り返して一族の団結を維持する一方、アーラーイガ以外に婚姻関係のネットワークを広げてゆく戦略(彼は、これをfamily nestingと呼ぶ)をとった。そして、この族外婚のネットワークは、初期の隣村のアーヤーンにはじまり、県レベルの有力家系、やがて中央政界のエリートへと拡がっていった。

その場合、スプリングボルグが注目するのは、このような「政治的機関」としてのアーラーイガがもつ政治的機能を操作する主体であり、それは、アーラーイガ集団内部のより小さな親族単位に求められる。ここで、彼は、ピータース(Emrys Lloyd Peters)のレバノン・マロン派村落の研究を手がかりにして、族内婚集団としてのアーラーイガがもつ重層的な内部構造を指摘する。それは、(1)核家族(nuclear family)、(2)核家族相互の婚姻関係による結合体(彼は、これをaffinal setと呼ぶ)、(3)出自集団(descent group)からなる三層構造であり、アーラーイガが「政治的機関」として機能する際に重要なのは、2番目の層、affinal setであるという⁽¹⁴¹⁾。

さて、ここで注意したいのは、前に紹介したバインダーのfamily set概念は、このスプリングボルグのaffinal setと、何らかの意味のある関連性をもつように見えることである。すなわち、第二階層の検出手段として案出された、バインダーのfamily setには、こうした実践的な意味以上の含意

がある、ということである。

バインダーが、国民連合の地方役員リストの中から family set を選ぶ方法は、3つの名前の連記から構成される個人名について、(1)父と祖父の名が一致するケース（「家の名」が記されていない場合）、(2)特徴ある「家の名」ともうひとつ同じ名（父あるいは祖父）からなるケースのいずれかに該当するものを選ぶという方式であった⁽¹⁴⁾。すなわち、ここでひとつの政治的機能をもつ集団として考えられる family set とは、2人の兄弟（あるいは父方のいとこ同士）、言いかえればそれらの2つの核家族を構成単位とする親族集団であることを意味する。

このように、アーラの政治的機能の分析において、大規模な家系集団であるアーラと核家族の間に中間的な機能的単位を認める点において、バインダーのマクロ的な数量分析は、affinal set に注目したピータース＝スプリングボルグ的な個別事例の研究枠組みと、かなりの程度接近していたということもできる。とはいえ、バインダーの議論は、このようなアーラの内部構造の問題に、ほとんど踏み込んでいないことにも注意しておかねばならない。

さらに、両者の問題意識は、決定的なところですれ違っているよう思える。すなわち、バインダーの第二階層論、あるいはここで議論している政治的階級としてのオムダ層の形成という問題設定に対し、スプリングボルグが関心を傾注するのは、政治エリートのリクルート過程に関する「伝統的な」分析だからである。

たしかに、スプリングボルグは、アーラと階級形成の問題をめぐって、「複数の家族が凝集力をもつひとつの社会階級に溶接される」と述べ、また「家族の集合体（family clusters）が国家レベルの政治的リーダーシップを供給する」、あるいは血縁と婚姻の結合・地域的近接性・国政にそれぞれのリーダーを送りだすことから生まれる共通した利害、地方におけるその政治的地位を保持しようとする願望といった要因にもとづいて、有力家族の間に「家族の巣（family nests）」が形成される、などと語っている⁽¹⁵⁾。

しかし、注意したいのは、これらの「社会階級」、「家族の集合体」、「家族の巣」を構成するのは、前述の *affinal set* を中心としたネットワークであり、これらのアーラ集団の全体、すなわち、もしそうならば相当の人数に及ぶ、出自集団としてのアーラの構成員すべてを包摂するものとは考えられていないのではないか、ということである。言いかえれば、*affinal set* (あるいは、バインダーの *family set*) とアーラ集団全体は、ひとつの政治的階級の形成において、どのような関係をもつのか、これらの議論では明らかにされていない。

さて、この階級形成とアーラの関係について、とくにアーヤーン層あるいはオムダ層がアーラによって構成されるという言説をめぐって、これまで最も多くの研究蓄積がなされてきたのが、社会経済史の分野であった。たとえば、最近の代表的な実証研究と思われるシャラビー (*Hilmī Ahmad Shalabī*) の『ムハンマド・アリー時代の農村社会』は、ムヌーフィーヤ県の人口統計データを用いて、当時の農村人口のアーラ的構成について次のような分析結果を示している。

すなわち、同県の人口は、「アーラ的ピラミッド」(*al-haram al- 'āili*) と表現できる「大アーラ」と「小アーラ」からなる階層的な構成をなしており、前者は人口規模においても、後者の数多い「分割された」アーラ、あるいは「余所者」(*al-ghurabā'*) と呼ばれる他の地方から流れてきた「小アーラ」を圧倒している。また、「大アーラ」の人口は、「小アーラ」より移住 (すなわち、重税・徵兵・強制労働からの「逃散」) が少なく安定しており、村内の特定の居住区に集住し、また相互に姻戚関係を結んで政治的な力をもち、郡や村のなかで卓越した階級を形成していた。彼らの権力は、水争いなどの紛争の裁定や、裁判で「小アーラ」の代理として出廷する例などに示された、という⁽¹⁴⁾。

しかし、このように社会経済史研究で取りあげられるアーラと、前述した政治学研究の対象としてのアーラを同一の存在と見なしてよいであろうか。すなわち、多くの研究者が議論の前提として考えているアーラの意味

が、厳密に言えば、それぞれの議論のコンテクストにおいて異なるということは考えられないだろうか。

ここでいうアーラの多義性とは、この項の冒頭あげた、アーラという言葉が示す親族集団の範囲の流動性という問題だけではない。すなわち、アーラを、同質的で固定的な社会的な実体と見なすのではなく、むしろ、その政治的、あるいは経済的コンテクストによって、意味や社会的機能を変化する、きわめてイデオロギー性の強い存在として論ずるべきではないだろうか、と考えるのである。

したがって、これまで日本の社会経済史研究者が示唆してきたように、アーラは、その経済的側面から見ても、土地所有・農業經營・家計のそれぞれのレベルで異なって論じなければならないし、また親族的なイデオロギーとしてもつ意味や、スプリングボルグのいう「政治的機関」としての機能など、それぞれ異なった定義にもとづいて厳密に区別して分析しなければならない対象であるように思う。

さらに、ここで問題としているアーラの政治的機能についても、村落政治のレベルと地方政治、国家レベルの政治のそれぞれの局面で、同じ意味や機能を想定してよいかどうかは疑問であるし、また、affinal setを中心とした権力的ネットワークの形成と、集票マシーンなど政治的動員力をもつ存在としてのアーラとは、それぞれ厳密に区別して分析の対象とすべきではないかと考える。

それでは、仮に、このようにアーラを多義的な存在と認めた場合、政治階級としてのオムダ層の形成を論ずるために、アーラは、どのような意味と機能をもつ存在として把えられるのであろうか。ここでは、最終的な結論を述べる余裕はないが、オムダ層の政治的性格をめぐるひとつの対立する論点が、この問題に対し、何らかの示唆を与えるのではないかということを、最後に言及しておきたい。

それは、オムダ層における階級意識の問題である。すでに見たように、第二階層は、それ自体としては明確な階級意識をもたない政治的階級である、

としたバインダーの議論に対し、オムダ層における階級意識の形成を強調している論者にデイビスがいる。さて、ここであげたデイビスの研究は、民族資本主義の象徴的存在であるミスル銀行グループに関する分析として評価が高いが、そのなかでも重要な指摘と考えられるのが、指導者タラアト・ハルブをはじめ、同グループに参加した人々がもつ民族意識の考察である。デイビスの研究は、彼らを民族資本の形成に駆り立てた連帯意識の枢要な部分は、エジプト人としての、さらにはアラブとしての出自意識であり、そのイデオロギー的素材となっているのが、それぞれの出自集団としてのアーラである点を示唆している⁽¹⁴⁵⁾。

ここでは、(1)すでに述べた「都市化・官僚化・知識人化」を通じたアーラのネットワーク形成を基盤とする機能面から、ひとつの政治的階級を設定する理論的立場と、(2)イデオロギーとしての親族集団がもつ集団意識の形成の問題として、アーラと階級形成の関係を論ずる立場が対置されている。ただし、これらの異なる側面をあわせもつ、統合的な社会的実体として、アーラを理論的に定義づけることがどの程度有用なのか、またはどのような意味をもつのか、こうした問題は、今後、別の素材を使って議論しなければならない。

第3節 民衆文化に見るオムダ像の変遷——大衆演劇の事例

1. 民衆文化への接近

オムダをめぐる権力関係の考察において、これまで紹介してきたのは、オムダ職を媒介にして、農村社会を上から支配し、あるいは外側から観察する視点に立った議論であった、と言えるかもしれない。こうした眼差しの方向を転じ、また上述したこの問題をめぐるイデオロギー状況の考察に新しい観角を取り入れるために、観察される側、すなわち支配される側から、オム

ダと権力の問題を把えなおす工夫をすることも必要だろう。

たとえば、そうしたひとつの試みとして、民衆文化に見るオムダ像という問題の立て方も可能である。しかし、こうした方向で研究を進める場合、何よりも、手法や素材そのものの選択が重要な意味をもつことが多い。たとえば、エジプトの一部の民俗学研究者は、「民衆文化における権力」といったテーマをめぐって、諺や俗謡を用いた分析を試みている⁽¹⁴⁶⁾。ただし、これらのエジプト人研究者の手になる民俗学研究については、非文字・非記述文化としての民衆文化に対する接近のあり方に対し厳しい批判も見られる⁽¹⁴⁷⁾。

とはいっても、民俗学といったそれ自体が文化的創造行為であるような、民衆文化へのいわば直接的な接近をとらずとも、間接的な形で対象に接近する道も開かれているように思う（とくに外国人研究者にとって）。それは、広義の文芸作品やその他の媒体、すなわち小説や演劇、映画、テレビなど、知識人の手によって民衆文化から汲みあげられ、加工された素材を分析の対象にする方法である⁽¹⁴⁸⁾。

もちろん、これらの作品は、作り手である知識人がもつイデオロギーの色によって染めあげられてはいるが、しかし他方、その中には民衆文化が（しばしば、作者の無意識のうちに）深く浸入している場合が多い。それは、知識人と民衆の双方がともに、ひとつの文化体系のなかで（もちろん、越えがたい断絶をはさみながらも）しばしばひとつのイデオロギー状況を共有しているからである。すなわち、ある特定の時代のイデオロギー状況のなかには、社会階層・文化的な価値意識の異なる人々が、さまざまな形でその思想形成の流れに参加している。こうした思想の重層的な流れを読みとることは、民衆文化への接近にとってひとつの切り口となると思われる。

さて、オムダを素材とする映画やテレビのドラマは、最近のエジプトで一種流行のようである⁽¹⁴⁹⁾。ここでの考察の対象とはしないが、こうした作品が作られる時代的背景には興味深いものがある。次に、小説について見ると、「はじめに」でも紹介したように、オムダは農村小説の主要な登場人物となっている。そのなかで、オムダそのものを主人公としたもっとも有名な作品

は、ユースフ・カイード (Yūsuf al-Qa‘id) の『エジプト領内の戦争』(1978年) であろう⁽¹³⁰⁾。

この小説のあらすじは、オムダがブローカーを使って息子の徴兵逃れを画策し、その身代わりとなったガフィールの息子が1973年10月の中東戦争で戦死するというものであるが、19世紀以来の徴兵をめぐる国家・農民関係、その媒介者としてのオムダという図式がその下敷きとなっている（もちろん、前述のように、現在のオムダの職務には徴兵に関する業務はない）。また、同作品にはサダト政権が行った農地改革の見なおし政策（国家が接収した一部の農地の地主への返却）に対する農村部の反響も描き込まれ、1960年代の社会主義的な公式イデオロギーによって生みだされたオムダを村の「封建的」権力の象徴として描くパターンが、そこでは繰り返されている。

このような素材は研究対象として十分に役に立つものであるが、ここでは近代演劇の世界で描かれたオムダのイメージについて紹介してみたいと考える。なぜなら、今日、これらの小説や映画、テレビのドラマなどで描かれるオムダ像の原型は、1952年革命以前の両大戦間期に、アラビア語による近代演劇によって作りだされたと思われるからである。

エジプトにおける近代演劇は、19世紀初頭にさかのぼることができるが、そのかなり早い時期から、政治的な思潮を敏感に反映した作品が上演されてきた⁽¹³¹⁾。その代表は、オラービー革命の前後に活躍したユダヤ教徒の著名な民族主義思想家・文筆家、ヤアクーブ・サンヌーウ (Ya‘qūb Ṣannū‘) の演劇活動であった。とくに、時の支配者イスマイールを風刺し、国外追放の処分を受けた作品「ハーラ（町の街区）のシャイフ」は、後で述べるように、後のオムダ劇の先駆的な形態であったと考えられる⁽¹³²⁾。

そして、オムダが近代エジプト演劇のヒーローとして登場するのは、民族主義の第2の高揚期、1919年革命をはさんだ時期であった。なかでも、ナギーブ・リーハーニー (Najīb al-Rihānī) が作りだしたキャラクター、カフル・バッラース村のオムダ・キシュキッシュは、当時の大衆演劇で圧倒的な人気を博した。キシュキッシュは、外国勢力＝権力と国民＝農民の間、近代と伝統の

間を揺れ動き、両者を媒介する国民的キャラクターであった。

ナグワーラース（Najwā ‘Ānūs）の『エジプト演劇におけるオムダのキャラクター』（1989年）は、このオムダのキャラクターの変化を跡づけた興味深い研究である⁽¹⁵⁾。以下では、前節までの議論との関連に言及しながら、彼女の研究を紹介したい。

2. エジプト演劇におけるオムダのキャラクター

アースースの研究は、第1次大戦直前の1913年から52年革命までの時期を対象としているが、この時期以前の劇でも、オムダが主人公として登場することはあった。ただし、当時のオムダの配役は、前述のサンヌーウの劇と同様、支配者階級であるパシャの手先であり、住民に重税を強いる圧政者（zālim）として描かれるのに留まっていた⁽¹⁶⁾。

オムダのキャラクターは、第1次大戦を境に急激な進化を遂げてゆく。その端緒は、アッバース・アッラーム作「王様と悪魔」（1913年）に登場するオムダであり、「政府を代表するパシャ・貴族階級へのすり寄りと農村の伝統慣習への執着の間を泳ぎまわり、真面目と冗談の間を行きつ戻りつする人物」として描かれている⁽¹⁵⁾。これに続く大戦中の時期にオムダのキャラクターは、小話（ノクタ）や曲技的動きと踊り、そして歌唱に長けたボードビル的なものへと変化を遂げる。こうした変化は、観客層が旧い上流階級から「ムワッザフ〔役人、あるいはホワイトカラー層を指す〕と学生からなる大衆」へと変わったことと関係がある。この新しい観客層は、フランス喜劇の翻訳劇では飽き足らず、「バラディーな〔国民的あるいは田舎風の〕コメディー」を歓迎した。

こうしたバラディーなオムダ劇は、フランスのボードビル劇など外国演劇の様式に従う一方で、土着的な要素、すなわち、エジプト人にお馴染みのコミカルな仕種（al-fasl al-mudhik）、民話や『千夜一夜物語』の利用、小話や冗談（al-fukāha）、歌謡や諺の多用が見られた⁽¹⁶⁾。このようにヨーロッパ的

な演劇様式のなかに、近代以前の「戯曲的な表現の土着的な型」、たとえば、アブーザイド・アルヒラーリーやバイバルスなどの英雄語り、ターズィエ（殉教劇）、影絵芝居（khayāl al-zill），さらにはより民衆的な人形劇（qaraqōz）などが取り込まれていたのが、初期のエジプト近代演劇の重要な特徴であった⁽¹⁵⁷⁾。

また、アーヌースによれば、当時の演劇では台詞に外国語とアラビア語口語の双方が使われたが（これをal-farankū arabという），これはヨーロッパ人の観客に加えて、彼らのまねをしてエジプト人の新興成り金が劇場に足を運ぶようになったからであり、後者のなかには田舎から出てきたオムダ層も含まれていた⁽¹⁵⁸⁾。このような新しいオムダ劇を代表したのが、イブラヒーム・ラムジーの作品「風呂に入れば帰りは裸」（1916年）であり、そこでオムダは、綿花の代金をカイロの女に巻きあげられる田舎の金持ちとして描かれる⁽¹⁵⁹⁾。

そしてこの時期、オムダ劇の最盛期を作りだしたのが、リハーニー作のキシュキシュと、アリー・カッサース作のオスマン・アブデルバーシトという2人のオムダのキャラクターの登場であった。とくに、キシュキシュの登場で興味深いのは、リーハーニーがこのキャラクターの着想を得たのが、彼が劇作家になる以前、農業銀行に勤務していたとき、町で金を蕩尽したり、詐欺で一文無しになったオムダが、来年度の綿花販売を担保にして融資を頼みにきた経験に由来するという逸話である。そして、キシュキシュは、ある朝方、彼の夢のなかに、ひとそろいの長衣（ジュッバとカフターン）を着込み、田舎風の大きなターバンを頭に巻いた人物として登場した⁽¹⁶⁰⁾。また、キシュキシュは、女性との浮気（mughāzala）や恋の冒険（mughāmara）という従来のオムダのキャラクターの行動様式を受け継いでいたが、外人女性を相手に選び、外国人との恋の争いをすることによって、外国勢力に対して農村＝エジプトを代表する演劇的ヒーローの地位を得ることになった。

また、いわゆる「血が軽い」と評されるオムダ・オスマンに対し、オムダ・キシュキシュは、アーヌースの表現によれば、「融通無碍の気質と繊細

な神経をもつ心性によって、高揚する時代精神をその感情において把握できた」ところに、その「大衆性」の秘密があった⁽¹⁶¹⁾。すなわち、キシュキシュは、大戦から1919年革命に向かう時代の社会の変化を敏感に反映する「地域性」(mahalliyā)という特徴と、演劇的な「普遍性」('umūmiyyā)という特徴の両者をあわせもつ存在であった⁽¹⁶²⁾。そして、前者の側面において強調されたのが、第一に彼のエジプト人性であり、土着性(al-khilāqīya)であり、さらに農村出身である点であった。一例をあげれば、キシュキシュのエジプト的国民性は、当時の民族主義の思潮を反映し、恋の冒険の相手、ウンム・ムハンマドとの掛け合いで次のように表現された⁽¹⁶³⁾。

ウンム・ムハンマド：あなたは、上エジプト（ナイル上流）の人、それとも

下エジプト（海寄り）のお方 (ṣa'idi wallā buhayrī) ?

キシュキシュ：海寄りの上エジプト人さ (ṣa'idi bahr)。

ウンム・ムハンマド：それじゃあ、お国は (wa jinsiyatak) ?

キシュキシュ：エジプトさ (maṣrī)。

ウンム・ムハンマド：じゃあ、宗教は (wa diyānatak) ?

キシュキシュ：宗教も、同じくエジプトだ (diyānatī bardak maṣrī)。

そして、大戦中の徵発や重税による困窮に対する農民反乱（3月蜂起）という側面をもつ民族主義運動、1919年革命は、このように農村=エジプトを象徴するオムダ・キシュキシュを躍進民族主義的ヒーローの座に押し上げることになった。その代表的なものは、3月蜂起後に上演された1919年6月の作品「イッッシュ」であり、ギリシア人のハワーガ（旦那）に酒を飲まされ、賭博で土地を騙し取られるオムダとして登場したキシュキシュは、この外国人の横暴に対して、民族主義的歌謡(al-anāshid al-wataniya)を歌い、ムスリムとコプト派キリスト教徒の差を超えた国民的団結を訴える模範的な人物として描かれる⁽¹⁶⁴⁾。

しかし、アーヌースによれば、この「民族主義的なオムダの時代」に、まさに逆説的ながら、この「時代」が進行するのに歩調を合わせて農民たちが決起し攻撃する対象、すなわち圧政者(zālim)としてオムダが描かれる劇も

いくつか見られた。その代表作、オマル・ベイ・アーレフ ('Umar Bek 'Ārif) 作「オムダ」(1917年)で登場するオムダは、前のオムダが大地主であったのに対し、オムダの資格規定に達しない3フェッダーンしか土地がなく、村民に賄賂を強制し、紛争の調停を恣意的にとり行う暴政をしく。そして、最後には歯向かった青年をガフィールを用いて殺害して、怒った村人によって村から追いだされてしまう。この劇は、1919年革命の数年前に上演されている点、またオラービー革命以後のオムダ層の変化を指し示している点などが興味深い⁽¹⁵⁾。

もっとも、この圧政者としてのオムダという側面は、キシュキシュのキャラクターの一部としても描き込まれていた。とくにアーヌースが注目するのは、(前述の村の「慣習法廷」において) 不正な裁定 (*ahkām zālima*) を下し、賄賂を受け取るオムダ・キシュキシュの姿のなかに、アイユーブ朝期の滑稽本である、イブン・マンマーティー『カラークーシュの裁判におけるファーシューシュ』の影響が見られる点である⁽¹⁶⁾。これは、前述のサンヌーウの劇作「ハーラのシャイフ」においてすでに見られた特徴でもあった。この13世紀の古典的な滑稽本が描写する「暴政をしく無知な圧政者」のイメージは、こうしたサンヌーウやリーハーニーの手になる近代演劇を媒介にすることによって、また時には公式イデオロギーと結びつきながら(1960年代の「封建地主」としてのオムダ像)、今日の民衆意識のなかに流れ込んでいるように思える。

このようにオムダ・キシュキシュは、エジプト国民=農民を体現する存在であるのと同時に、イスラム社会における伝統的な圧政者のイメージの系譜に連なる複合的な性格をもつキャラクターであった。そして、彼の複合的な性格は、前述した近代エジプトの重層的な権力空間におけるオムダ層の政治的機能を表現していたようにも思える。加えて言うなら、この複合的なキャラクターは、前述したように、西洋の演劇様式と土着的な戯曲的表現の型を結合した複合的な表現様式によって支えられていた。ただし、このオムダ・キシュキシュが登場する歴史的背景となったオムダ層の政治的機能も、またこのキャラクターに命を与えた演劇的な表現様式も、ともに特定の時代に規

定された移ろいやすい存在であった。

すなわち、1919年革命後、キシュキシュが代表するオムダのキャラクターは、エジプトの劇場からしだいに姿を消してゆく。アースースは、オムダ層がワフド党と結びつき英國の支配や宮廷派内閣の弾圧に抵抗していた当時の政治状況を反映して、「もはやキシュキシュのような陽気なオムダの時代ではなく、真面目なブルジョアのオムダの時代となった」からだ、という解釈を示している⁽¹⁶⁾。そして演劇史的に見ても、1920年代は悲劇がボードビル劇に取って代わってゆく時期であり、またオムダが登場する劇もマンネリ(kasad)状態に陥り、30年代に入ると多くの舞台俳優が新しくできた映画へと引き抜かれていった。

リーハーニーは、こうした状況のなかで、社会風刺コメディーとしてキシュキシュの復活を試み、多くの作品を世に送った。しかし、これらの劇では、外人女性との浮氣といった特徴は残るが、劇中の歌もなくなり、外国语まじりの台詞も消え、キシュキシュはもはやジュッパとカフターンもまとわず、不自然に髭とターバンをつけた人物として登場するだけだった。すでに1927年の時点では、ある批評家は、「リーハーニーが、いや正確にはキシュキシュが、大きな成功を収めた1918年から21年にかけての時期とは、〔今や〕観客の質が決定的に違うのだ」とも述べている⁽¹⁸⁾。また、こうした後期の作品で用いられた、キシュキシュが女遊びで破産し、都市の下層階級へと身を落とすというあらすじは、このキャラクター自身の零落をも象徴していた。

その後、第二次大戦から1952年革命の時期になると、キシュキシュをはじめとするオムダのキャラクターは姿を消し、新しい登場人物が姿を現す。そのひとりは、ムハンマド・タービイー(Muhammad al-Tābi'i)が作りだしたキャラクターである村の大物(kabīr)，アブデルラヒーム・カビール・ラヒミーヤである。このカビールには、女好き・気風のよさ・民族主義的感情といったキシュキシュの要素が残存するが、彼はオムダではなく、元オムダという設定であり、また後期のキシュキシュと同じく経済的理由から召使

や料理人、はては葬儀屋へと職業を変えて難儀をしては観客の笑いを買った(18)。

さて、タービイーは、もうひとりのさらに有名なキャラクターを生みだしている。それは、マスリー・エフェンディーである(19)。背広を着て、タルブーシュ帽にちょび髭、眼鏡とダンゴ鼻というそのコミカルな姿は、漫画として描かれ、タービイー自身が記者として活躍した『ローズ・エルユースフ』誌の表紙をしばしば飾った。そして、その名のごとく、エジプト人の都市中間層を体現したマスリー・エフェンディーは、一時、宮廷派政治家に対する皮肉や揶揄によって作者が有罪判決を受けるほどに刺激的な存在であり、また当時の政党政治自身のカリカチュアであった。

エジプト国民を象徴する民族的キャラクターは、1919年革命当時の田舎のオムダ・キシュキッシュから、都会的なマスリー・エフェンディーへと移り変わった。その背景には、前節で若干言及した、オムダ層の変化を含むエジプト政治の構造変容が存在する。さらに、この両名以前に類似したキャラクターを探せば、中世イスラーム時代にルーツをもつ下町の英雄、イブヌルバラドがまず、頭に浮かんでくる(20)。これらエジプト人意識のプロト・タイプを形象化するキャラクターが、連続して登場するイメージの世界こそ、民衆文化から見たひとつのエジプト近代史の姿と言えるのかもしれない。

おわりに

以上、この研究では、近代エジプトの重層的な政治空間の構造を明らかにするために、オムダ職をめぐる権力関係の問題について、いくつかの異なった視角から分析を試みた。そこで取りあげた問題の主要なものを、次にまとめておこう。

第1の制度史研究の視角で明らかにされたのは、まず、オムダ職の起源が、ムハンマド・アリー期、すなわち近代エジプトにおいて国家を中心とした権

力空間が形成される19世紀前半に求められることである。そして、この新しい国家権力による伝統的な村落政治への介入を象徴したのが、一村一村長職の原則であった。この原則の適用をめぐる問題は、前近代エジプトにおける村落共同体の存在（および近代化論的なその「解体」をめぐる言説）に対し、ひとつの問い合わせを提起しているといえよう。

次に取りあげたオムダの選任制（任命制か公選制か）をめぐる問題は、1870年代以降、今日にいたるまで、白熱した論議を呼ぶ国政レベルの政治的争点となってきた。このイシューをめぐって対抗する政治諸勢力は、その時代によって異なっていたが、重要なのは、こうした争点それ自身が重層的な権力関係の存在を指し示していた点である。

ところで、この重層的な権力関係は、今日の村落政治において、ホプキンスが言うところの「公式の政治」と「非公式の政治」が併存する状況を生みだしていると見ることもできる。そして、この村落政治における重層構造は、オムダの職務の変遷と密接な関係をもつものであった。この研究では、徵税、農業、灌漑、徵兵と強制労働、治安維持と紛争調停の各職務分野について、こうした変化を具体的に跡づけてみた。

第2の視角は、オムダ層というひとつの階級の問題に焦点を当て、上記の政治空間の構造を明らかにしようとするものであった。その場合、議論の重要な手がかりとしたのが、バインダーの第二階層論である。この第二階層論に対して、この研究では、同階層の時期的な変化の問題と、この政治的階級が成立する社会的基盤である家族（アーラ）の問題を中心に批判的な議論を行った。

これらのいずれの問題においても、第二階層、あるいは農村中間階級の政治的機能をめぐる議論は、第2節の冒頭で述べたように、今も根強いイデオロギーの影響下に置かれている。とくに民族主義の扱い手を農村（農民）出身の特定の階級に求めようとする言説は、オラービー革命前後の政治状況を起点として発生し、1952年革命後の現在にいたるまで、とくに民族主義的な歴史解釈のなかで再生産されてきた。バインダーの第二階層論は、こうした

オムダ層をめぐる言説の存在を閲知していくながら、しかし結果として、そうした言説を生みだすイデオロギーに依然として束縛されているような印象を受ける。

こうした議論の限界が、この研究で言及した、第二階層の歴史的变化をめぐる問題であり、第二階層とアーラの問題であった。たとえば、バインダーは、オムダ層=農村中間階級が、アーラのネットワークを利用して、その「都市化・官僚化・知識人化」した分子を動員することによって第二階層として機能すると語る。しかし、後者の都市的な知識人分子は、むしろエフエンディー層という異なった社会的特徴と政治的機能をもつ階層として、オムダ層とは区別して議論することも可能なように思う。

第3の視角による分析は、大衆演劇におけるオムダのキャラクターを素材として選ぶことによって、上記のオムダ層をめぐるイデオロギー状況を異なる角度から展望する可能性を示したものである。たとえば、1919年革命前後に民族主義的ヒーローとして、大衆的な人気を博したオムダ・キシュキシュというキャラクターは、まさに前述の民族主義的言説を体現した存在であったと見ることもできる。しかし、同じ時期に、これとは正反対の圧政者（ザーリム）としてのオムダが描かれていたことは、とくに52年革命後のオムダ=封建地主という左派的な言説の先駆的形態として興味深い。

そして最後に述べた、オムダ・キシュキシュの人気が失墜し、都会的なマスリー・エフエンディーという新しい民族主義的キャラクターに取って代わられる過程は、前述のオムダ層とエフエンディー層とを明確に区別する見方を支持するものと言えるかもしれない。

この研究は、エジプトの近代初頭（あるいはそれ以前）から今日にいたるきわめて長い時期を対象にしたため、概括的なものにならざるをえなかった。また、その内容は、既存の研究を紹介するのにとどまり、新しい実証的データを付け加えた部分は少なかった。にもかかわらず、そして「はじめに」で述べたように、重要な分析視角を欠いた研究ではあるが、主題であるオムダ

職をめぐる権力関係がエジプト政治研究においてもつ重要な意味だけは、少なくとも読者に伝えられたのではないかと思う。そして、今後、近代エジプトの重層的な政治空間の構造を理解するために、異なった視角からより実証的な研究を行ううえで、この研究がひとつの基礎的な作業結果として利用されることを願いたい。

〔注〕――――――

- (1) エジプトの中央・地方関係に関する研究として、以下の文献を参照。伊能武次「中央・地方関係の構造と展開」(同『エジプトの現代政治』朔北社 1993年), および Ino Takeji et al., *Local Administration and Center-Local Relations in Egypt*. M. E. S. Series No.25 アジア経済研究所 1989年。また、これらの伊能論文と共に問題意識に立ち、エジプト社会の重層的構造を空間編成の側面から分析した、加藤博「エジプトにおける社会変動と空間編成の変容—近代エジプト「定期市」研究序説—」(伊能武次編『中東諸国における政治経済変動の諸相』アジア経済研究所 1993年)も参照のこと。
- (2) 加藤博「近代エジプト農民運動についての覚書—農民運動から見た近代エジプト社会の変容過程—」(長沢栄治編『東アラブ社会変容の構図』アジア経済研究所 1990年), Nathan J. Brown, *Peasant Politics in Modern Egypt, the Struggle against the State*. New Haven & London: Yale University Press, 1990 (なお、同書に関する加藤博の書評『アジア経済』第32巻5号 1991年5月も参照), アリー・バラカート(加藤博・長沢栄治訳/解題)『近代エジプトにおける農民反乱—近代エジプト社会史研究入門—』M. E. S. Series No.30 アジア経済研究所 1991年などを参照のこと。
- (3) “umda modirn fi qarya-nā.” [我々の村のモダーンなオムダ] *Rose el-Youssef*. 22 Sept., 1986.
- (4) Yusuf Sharouni, *Blood Feud*, trans. Denys Johnson-Davies, London: Heinemann, 1983.
- (5) 同様に, Ihsan Abd el-Koddous, “Martyr in Dishina,” *I am Free and Other Stories*. trans. Trevor J. Le Gassick, Cairo: General Book Organization, 1978も、このような平板なオムダ像を描いている。ただし、これらの小説が取りあげた上エジプト農村における復讐慣行 (tha'r) は、第1節で取りあげるアーライ(同族)政治の問題を考えるうえで重要な社会現象である。tha'rについては、長沢栄治「都市化と社会的連帯—上エジプト農村とアレキサンドリア市港湾労働者社会との事例比較—」(加納弘勝編『中東の民衆と社会意識』アジア経済研究所 1991年)を参照。
- (6) *al-Ahrām* 1994年3月29日記事によれば、3月28日に人民議会は同法案の原則に合意したが、その後部分的な修正をめぐる議論(後出の注を参照)が起きた。

- (7) 1994年初めの時点で300人以上の死者を出している最近のイスラム「過激派」と政府との対決については、以下の文献を参照。山田俊一「エジプトのテロリズム問題」(『現代の中東』第15号 1993年9月)／中田考「1992年:エジプト・反「イスラーム主義」政策の転機」(『中東研究』370号 1992年9月)／白岩良「エジプトの「イスラーム集団」の戦い」(『中東研究』384号 1993年11月)。
- (8) *al-Ahrām* 1994年1月31日記事によれば、内務省は、同法の改正理由がテロリスト対策にある点を明確に表明している。
- (9) *al-Ahrām* 1994年3月29日記事によれば、改正の目的として、人民議会議長は、「アーラの感性 *al-hasāsiya al-āiliyya*」の排除を、人民議会担当国務大臣は、村内の分裂、とくに政党間の政争の具にならないようにする点をそれぞれ説明している。
- (10) このような産油国出稼ぎと門戸開放政策がエジプトの村落政治に与えた影響については、アル・アハラーム政治戦略研究所の Dr. Muḥammad El-Sayyid Sa‘id との議論からご教示を得た。また、*al-Ahālī* 1983年11月9日記事「これがエジプト農村でインフィターハの年月に起こったことだ」を参照。同記事は、産油国への出稼ぎなどによって、村内の支配的なアーラ集団の交替が見られる点などを指摘している。
- (11) Nicholas S. Hopkins, *Agrarian Transformation in Egypt*. Boulder & London: Westview Press, 1987, pp.157-165.
- (12) エジプトの村落行政制度については、James B. Mayfield, *Local Institution and Egyptian Rural Development*. New York: Rural Development Committee, Cornell University, 1974を参照。また、こうした制度の実態については、以下の調査報告書を参照。James B. Mayfield and Mohamed Naguib, "The Administrative and Social Environment of the Farmers in an Egyptian Village," EWUP Project Technical Report No.69, Cairo: Egypt Water Use and Management Project, n. d./James B. Mayfield and Mohamed Naguib, "The Challenge of Implementing an Irrigation Program in an Egyptian Village," Staff Paper #50, Cairo: Egypt Water Use and Management Project, 1980.
- (13) Hopkins, *Agrarian Transformation*..., pp.175-176
- (14) Gabriel Baer, "The Village Shaykh, 1800-1950," *Studies in the Social History of Modern Egypt*. Chicago & London: The University of Chicago Press, 1969. (ただし、初出は1961年)
- (15) ‘Alī Barakāt, *taṭawwur al-milkiyya al-zirā‘iya fī miṣr 1813-1914 wa athar-hu ‘alā al-haraka al-siyāsiyya* [エジプトにおける農地所有の発展とその政治運動への影響 1813-1914年]. Cairo: Dār al-Thaqāfa al-Jadīda, 1977.
- (16) ‘Abdullāh Muḥammad ‘Azbāwī, ‘umad wa mashāykh al-qurā wa dawr-hum fī al-mujtama‘ al-miṣri fī al-qurn al-tāsi‘ ashr [19世紀エジプト社会におけるオムダと村のシャイフと彼らの役割], Cairo: Dār al-Kitāb al-Jāmi‘ī, 1984/Muḥammad ‘Abd al-Hamīd Abū Zayd, *nizām al-‘umad bayna al-ibqā’ wa al-ilghā’* [存続と

- 廃止の間のオムダ制度]. Cairo: Dār al-Thaqāfa al-'Arabiya, 1984.
- (17) Baer, "The Village Skaykh...", p.31/Barakāt, *taṭawwur...*, p.231/ 'Azbāwī, 'umad wa mashāykh..., pp.10-11.
- (18) Afaf Lutfi al-Sayyid Marsot, *Egypt in the Reign of Muhammad Ali*. Cambridge: Cambridge University Press, 1984, p.115.
- (19) 'Abd al-Rahīm 'Abd al-Rahmān 'Abd al-Rahīm, *al-rif' al-miṣrī fī al-qurn al-thāmin al-'ashr* [18世紀のエジプト農村]. Cairo: Matba'a Jāmi'a 'Ayn Shams, 1974, pp.18-20.
- (20) Kenneth M. Cuno, *The Pasha's Peasants Land, Society, and Economy in Lower Egypt, 1740-1858*. Cambridge: Cambridge University Press, 1992, p.167.
- (21) Barakāt, *taṭawwur...*, pp.231-232.
- (22) Cuno, *The Pasha's Peasants...*, p.168.
- (23) 加藤博「ムハンマド・アリー統治下におけるエジプト村落社会—「農業法」の分析から—」(同『私的土地位所有権とエジプト社会』創文社 1993年) 52-53ページ。なお、「農業法」は、同書の付録資料として訳出されている。
- (24) 加藤博「『徵兵免除』嘆願文書にみる19世紀中葉エジプトの農村社会」(同上書) 437-438ページ。加藤によるペーー批判については、「ムハンマド・アリー統治下…」注(20), 451ページを参照。また、加藤は同書所収の論文「エジプトにおける私的土地位所有権の確立」において、ナーヒヤ (nāhiya) という村の呼称に注目し、ムハンマド・アリー期とそれ以降の村落行政の変化を次のように強調している。すなわち、1840年代までのナーヒヤとは、複数の村 (バラド balad) を統括する「郷」を意味し、村落行政が郷役人 (カーヤマーム qā'imaqām) と各村のシャイフたちによってなされていたのに対し、19世紀中葉におけるナーヒヤとは末端の行政村を意味し、村落行政は、各村のオムダと彼を補佐するシャイフによって行われるようになった。同上書 201-202ページ。
- (25) 'Azbawi, 'umad wa mashāykh..., p.11.
- (26) 'Abd al-Rahīm, *al-rif' al-miṣrī...*, p.18.
- (27) 'Azbawi, 'umad wa mashāykh..., pp.12-13.
- (28) ibid., p.11.
- (29) Abū Zayd, *nizām al-'umad...*, pp.50-80.
- (30) Baer, "The Village Shaykh...", p.32.
- (31) 'Azbāwī, 'umad wa mashāykh..., p.14.
- (32) Alexander Schlöch, *Egypt for Egyptians !, The Socio-Political Crisis in Egypt 1878-82*. London: Ithaca Press, 1981, p.36.
- (33) 'Azbāwī, 'umad wa mashāykh..., pp.14-15.
- (34) ibid., pp.15-18.
- (35) ibid., pp.19-21.

- (36) ibid., p.21.
- (37) Tal'at Ismā'il Ramadān, *al-idāra al-miṣrīya fī fatrat al-saytara al-biritāniya 1882-1922* [英国支配期におけるエジプト行政 1882-1922年]. Cairo: Dār al-Ma'ārif, 1983, p.286.
- (38) Baer, "The Village Shaykh...", p.33.
- (39) 「アーラ選挙」については、長沢栄治「エジプトにおける家族関係の近代化」(『現代の中東』第2号 1987年2月)を参照。
- (40) San-eki Nakaoka, "Keown-Boyd and the British Policy towards Egypt," *Orient*, Vol. XII, 1976, p.98/Abd al-Wahhāb Bakr, *al-būlīs al-miṣrī 1922-1952* [エジプトの警察 1922-52年]. Cairo: Maktaba Madbūlī, 1987, pp.52-53.
- (41) Baer, "The Village Shaykh...", p.34.
- (42) ibid., p.35. ただし、アブー・ゼイドは、同法によってオムダの性格が「独立した行政単位としての村落を代表するのではなく、中央権力を代表する存在として規定されるようになった」という見解を示している。Abū Zayd, *nizām al-'umad...*, p.18.
- (43) ibid., pp.20-22.
- (44) すなわち、オムダ職の設置をカイロなど都市的行政区である特別行政区(muḥāfaẓa)で除外するという規定を適用することにより、内務大臣にオムダ職廃止の権限を与えること、一村一オムダ制の原則適用における例外の承認を内務大臣認可事項とすること、遊牧民のオムダ制を廃止すること、などである。ibid., pp.24-28.
- (45) ibid., p.28. および山根学「政治構造からみた「アラブ社会主義」」(『現代エジプトの発展構造—ナセルの時代—』晃洋書房 1986年) 242-243ページを参照。
- (46) Abū Zayd, *nizām al-'umad...*, pp.31-32.
- (47) ibid., pp.32-36.
- (48) James B. Mayfield, *Rural Politics in Nasser's Egypt: A Quest for Legitimacy*. Austin & London: University of Texas Press, 1971, p.119, 130.
- (49) Iliya F. Harik, *The Mobilization of Peasants: A Study of an Egyptian Community*. Bloomington & London: Indiana University Press, 1974.
- (50) Mayfield, *Rural Politics...*, p.130.
- (51) 封建制廃止委員会の活動とカムーシー村事件については、長沢「エジプト資本主義論争の構図と背景」(長沢編『東アラブ社会変容の構図』) 235-243ページを参照のこと。
- (52) Mayfield, *Local Institutions...*, p.67.
- (53) ibid., pp.74-76. また、Mayfield and Naguib, "The Administrative and Social Environment..." pp.16-17は、革命後の地方行政制度の発展を、以下の4段階に区分して描いている。(1)集権的権威主義的なオムダ制度、(2)ASU一党制支配と結びついた“Unified Council” System、(3)1978年法による現行の“Two-Branch Local Government” System、そして将来は、(4)より民主的で自己財源をもつ“Local Self

Government” System が期待されるという。

(54) Abū Zayd, *nizām al-'umad...*, pp.37-40.

(55) *Al-Ahrām*, 11 June, 1993.

(56) *Al-Ahrām*, 31 Jan., 1994.

(57) *Al-Ahrām*, 11 June, 1993.

(58) *Al-Ahrām*, 31 Jan., 1994.

(59) たとえば、*Al-Ahrām*, 1994年4月11日記事によると、オムダ職を男性に限定してきたこれまでのオムダ法は、法の前の両性の平等を定めた憲法第40条違反ではないか、という女性議員の意見が人民議会で表明された。これに対し、それはイスラム法に合致するものだという反論が出された。また、アブーゼイドは、オムダ職を男子に限定する理由として、イスラムによる説明に加えて、オムダが同族の長でもある点を指摘している。Abū Zayd, *nizām al-'umad...*, pp.55-56.

(60) *ibid.*, p.132.

(61) *ibid.*, pp.133-136.

(62) *ibid.*, pp.136-139.

(63) *ibid.*, pp.140-151. 今回のオムダ法改正は、この最後の点に関して、オムダに月額150エジプト・ポンド、シャイフに同75エジプト・ポンドの手当を支払う修正案が出されているようである (*Al-Ahrām*, 10 Apr., 1993)。

(64) Abū Zayd, *nizām al-'umad...*, pp.152-153.

(65) *Al-Ahrām*, 1993年4月15日記事によれば、前述のオムダの資格要件の中で、「読み書き能力」に関する条項をはずす修正案が審議されているという。国家の行政テクノクラートや都会の有識者の意見に反するこの改正点は、オムダ法の改正をめぐる権力関係の背景を見るうえで興味深いものがある。

(66) Baer, “The Village Shaykh...,” pp.38-39/‘Azbāwī, ‘umad wa mashāykh..., pp. 39-41.

(67) *ibid.*, p.59.

(68) 中岡三益「エジプトにおける1899年農地税改正令について—近代的地租の法的確立とその意義—」(『土地制度史学』第21号 1963年10月) 46ページ。

(69) Ramadān, *al-idāra al-miṣriya...*, p.273.

(70) 中岡 前掲論文 53ページ。

(71) ‘Azbāwī, ‘umad wa mashāykh..., pp.56-57.

(72) *ibid.*, pp.54-55.

(73) *ibid.*, p.62.

(74) Ramadān, *al-idāra al-miṣriya...*, pp.152-154.

(75) たとえば、以下に挙げる研究を参照。Mohaya A. Zaytoun, “Income Distribution in Egyptian Agriculture and Its Determinants” および Ahmed H. Ibrahim, “Impact of Agricultural Policies on Income Distribution,” Gouda Abdel-Khalek

- and Robert Tigner eds., *The Political Economy of Income Distribution in Egypt*. New York: Holmes & Meier, 1982.
- (76) ‘Azbāwī, ‘umad wa mashāykh..., p.45,51.
- (77) ibid., p.63.
- (78) 加藤博「19世紀中葉におけるエジプトの灌漑行政」(加藤 前掲書) を参照。
- (79) 現在進行中の灌漑制度改良事業については、長沢栄治「近代エジプトにおける灌漑制度の発展」(堀井健三編『アジア灌漑制度比較研究試論』大東文化大学国際関係学部 1994年3月) を参照のこと。
- (80) オムダが末端の灌漑制度、とくに水争いなどの調停で果たす役割については、*Socio-Economic Study of Egypt's Irrigation Management Improvement Challenge*. Cairo: Irrigation Improvement Department, Ministry of Public Works and Water Resources, August 1990, p.49を参照。
- (81) カーイマカームについては、注(24)を参照のこと。
- (82) ‘Azbāwī, ‘umad wa mashāykh..., pp.48-49.
- (83) ibid., p.49.
- (84) Helen Anne Rivlin, *The Agricultural Policy of Muhammad 'Ali in Egypt*. Cambridge: Harvard University Press, 1961, pp.243-244.
- (85) Barakāt, taṭawwur..., p.338.
- (86) ‘Azbāwī, ‘umad wa mashāykh..., p.62.
- (87) ibid., pp.44-45,61-62.
- (88) ibid., p.73.
- (89) Ramaḍān, al-idāra al-miṣriya..., p.270.
- (90) Wizārat al-Dākhiliya [エジプト内務省], nizām al-būlīs wa al-idāra [警察制度と行政]. Cairo: Maṭba'at al-Āmiriyah bi-Būlāq, 1936. 同資料は加藤博氏のご好意により利用させていただいた。
- (91) ibid., pp.48-51,55.
- (92) Robert L. Tigner, *Modernization and British Colonial Rule in Egypt, 1882-1914*. Princeton: Princeton University Press, 1966, p.207.
- (93) Wizārat al-Dākhiliya, nizām al-būlīs..., pp.160-176.
- (94) ibid., pp.58-60.
- (95) ibid., pp.52-57.
- (96) 前掲の注(80)の*Socio-Economic Study of Egypt's Irrigation...*を参照のこと。また、アラブの権利慣行については、Kamal Abdallah al-Hilw and Said Mumtaz Darwish, *Customary Law in Northern Sinai*. Cairo: American University in Cairo Press, 1989を参照。また、*Al-Ahrām*, 1993年6月11日記事は、現在のオムダ法改正をめぐる議論で、オムダを税金免除の対象としようとする理由のひとつとして、この慣習法廷 (al-majālis al-'urfīya) による負担の大きさが指摘されている。

- (97) Leonard Binder, *In a Moment of Enthusiasm, Political Power and the Second Stratum in Egypt*. Chicago & London: University of Chicago Press, 1978, p.6. なお、本書については、加藤博「エジプト農村社会における村落有力者層—Leonard Binder の Second Stratum 論をめぐって—」(『オリエント』第24巻第2号 1982年3月) を参照のこと。
- (98) Ibrāhīm ‘Āmir, *al-ard wa al-fallāḥ, al-mas’ala al-zirā‘iya fi miṣr* [土地と農民、エジプトの農業問題]. Cairo: Maṭba‘at al-Dār al-Miṣriya, 1958, pp.121-122. この点については、長沢栄治「エジプトにおける資本主義論争の構図と背景」(長沢編前掲書) 188-189ページを参照のこと。
- (99) ガエターノ・モスカ(志水速雄訳)『支配する階級』(現代思想9) ダイヤモンド社 1973年 424-448ページ。ただし、モスカの議論は専制政治における第二階層の機能を分析したものである。
- (100) Binder, *In a Moment of Enthusiasm...*, pp.18-23,26.
- (101) ibid., p.17,14.
- (102) この点で、ウォーターベリーによるバインダーの批判は、的を外しているように思える。John Waterbury, *The Egypt of Nasser and Sadat, the Political Economy of Two Regimes*. Princeton: Princeton University Press, 1983, pp.272-277.
- (103) Binder, *In a Moment of Enthusiasm...*, pp.29-30.
- (104) ibid., pp.74-76. なお、詳しい内容については、前掲の加藤論文「エジプト農村社会における…」を参照のこと。
- (105) ibid., pp.76-77.
- (106) ibid., p.77.
- (107) ibid., pp.78-83.
- (108) ibid., pp.86-87.
- (109) ibid., p.52.
- (110) Cuno, *The Pasha's Peasants...* および, ‘Alī Barakāt, “al-harrāk al-ijtimā‘i fi al-qarya al-miṣriya fi al-qurn al-thāmin ‘ashr asbāb-hu wa maẓāhir-hu [18世紀エジプト農村における社会変動、その原因と様相], *The National Review of Social Science*. Vo.28 No.3, Sept. 1991とくに pp.35-39を参照。
- (111) Peter Gran, *Islamic Roots of Capitalism: Egypt, 1760-1840*. Austin: University of Texas Press, 1979/Cuno, *The Pasha's Peasants...*, pp.85-99.
- (112) ibid., pp.48-49,56,58-60.
- (113) 永田雄三「18世紀後半のトルコにおけるアーヤーン職制度に関する一研究」(『アジア・アフリカ言語文化研究』(8) 1973年)。
- (114) Cuno, *The Pasha's Peasants...*, pp.92-93.
- (115) ‘Azbāwī, ‘umad wa mashāykh..., p.22.
- (116) ibid.

- (117) Baer, "The Village Shaykh...," pp.36-37 および Barakāt, *taṭawwur...*, pp.232-233.
- (118) Abū Zayd, *nizām al-'umad...*, p.76. また、今回の改正において、オムダの財産資格は、5 フェッダーン以上の保有、あるいは年収 300 エジプト・ポンド以上の固定収入という議論がなされている (*Al-Ahrām*, 10 Apr., 1993).
- (119) Hamied Ansari, *Egypt The Stalled Society*. Albany: State University of New York Press, 1986.
- (120) Barakāt, *taṭawwur...*, pp.233-234.
- (121) ibid., pp.235-241, 257.
- (122) Schlöch, *Egypt for Egyptians...*, p.29.
- (123) ibid., pp.153-160.
- (124) 'Azbāwī, 'umad wa mashāykh..., pp.120-123. こうしたアーヤーン層の権力への参加については、Barakāt, *taṭawwur...*, pp.376-384も参照のこと。
- (125) Eric Davis, *Challenging Colonialism, Bank Misr and Egyptian Industrialization, 1920-41*, Princeton: Princeton University Press, 1983, p.39.
- (126) Barakāt, *taṭawwur...*, p.467
- (127) オラービー運動に関する研究文献については、東アラブにおける社会変容の諸側面研究会編『文献解題 東アラブ近現代史研究』アジア経済研究所 1989年 7-8ページを参照のこと。ただし、エジプト歴史学者によるオラビー運動とアーヤーンの「修正主義的」解釈に対しては、バインダーの第二階層論を実証的に展開したアンサーリーによる厳しい批判がある (Ansari, *Egypt...*, pp.65-68)。また、このオラービー運動の挫折をアーヤーン層を狙い手とする国民経済発展の頓挫と把握し、日本の豪農層とエジプトのアーヤーン層の比較を試みた研究として、Rauf Abbas・三木亘「19世紀の日本、エジプトにおける郷紳一豪農と A'yān の比較研究ー」(『アジア・アフリカ言語文化研究』(9) 1974年) がある。
- (128) 'Amir, *al-ard wa al-fallāḥ...*, pp.120-122/Anour Abdel-Malek, *Idéologie et renaissance nationale, l'Égypte moderne*. Paris: Éditions Anthropos, 1969, pp.87-88.
- (129) Barakāt, *taṭawwur...*, pp.259-260.
- (130) たとえば、Robert Springborg, *Family, Power and Politics in Egypt*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1982, p.12.
- (131) Baer, "The Village Shaykh...," p.53.
- (132) 1919年革命の農民蜂起については、以下の文献を参照。前掲のバラカート『近代エジプトにおける農民反乱…』64-71ページ／板垣雄三「エジプト1919年革命」(同『歴史の現在と地域学—現代中東への視角—』岩波書店 1992年〔初出1971年〕)/Reinhard Schulze, *Die Rebellion der Agyptischen Fallahin 1919*. Berlin: Baalbek, Verlag, 1981. また、最近の研究としては、Ellis Goldberg, "Peasants in Revolt:

- Egypt 1919,” *International Journal of Middle East Studies*. 24 (1992) がある。
- (133) ムハンマド・アリー期の農民反乱については、前掲のバラカート『近代エジプトにおける農民反乱…』23-31ページ、および ‘Azbāwī, ‘umad wa mashāykh..., pp.117-120などを参照のこと。
- (134) ‘Ali Mubarāk, *al-khiṭṭat al-tawfiqīya al-jadīda* [新編地誌]. Bulaq, 1886-89.
- (135) Binder, *In a Moment of Enthusiasm...*, p.127.
- (136) ibid., p.133.
- (137) Hamied Ansari, “The Islamic Militants in Egyptian Politics,” *International Journal of Middle East Studies*. 16 (1984).
- (138) 社会人類学的なアーラ研究については、大塚和夫「下エジプトの親族集団内婚と社会的カテゴリーをめぐる覚書」(『国立民族博物館研究報告』第8巻第3号 1983年9月) を参照のこと。
- (139) 以下の研究を参照。中岡三益「エジプトにおける共同体一財産占取の形態と主体に関するノートー」(長沢栄治編『中東 政治・社会』地域研究シリーズ No.10 アジア経済研究所 1992年)/木村喜博「農地改革におけるエジプト農村の構造」(川島武宜・住谷一彦編『共同体の比較史的研究』アジア経済研究所 1973年)/加藤博「近代エジプト農村社会研究のためのノート」(加藤 前掲書)。これらの議論については、長沢編『中東 政治・社会』の解説(52-55ページ)を参照のこと。
- (140) Springborg, *Family, Power and Politics...*, p. 5.
- (141) ibid., pp.34-35, 50, Emrys Lloyd Peters, “Aspects of Affinity in a Lebanese Maronite Village,” J. G. Peristiany, ed., *Mediterranean Family Structure*. Cambridge: Cambridge University Press, 1976.
- (142) Binder, *In a Moment of Enthusiasm...*, pp.75-76.
- (143) Springborg, *Family, Power and Politics...*, p. 5, 72, 82.
- (144) Hilmī Aḥmad Shalabī, *al-mujtama‘ al-nīfi fi ‘aṣr muhammad ‘alī* [ムハンマド・アリー期の農村社会]. Cairo: Hay’at al-Miṣriya al-‘Āmma li-l-Kitāb, 1992, pp.12-20.
- (145) Davis, *Challenging Colonialism...*, p.85などを参照。
- (146) たとえば、Aḥmad Rushdī Sāliḥ, *al-adab al-sha’bi* [民衆文芸]. Cairo: Maktabat al-Nahḍa al-Miṣriya, 1971, pp.85-120.
- (147) Rif’at Sallām, *bāhsan ‘an turāth ‘arabī: naẓra naqdīya manhajīya* [アラブ的遺産の研究：批判的方法論的視角]を参照。また、同書については、長沢栄治「現代アラブ思想と民衆的遺産」(『一橋論叢』第110巻第4号 1993年10月)による紹介がある。
- (148) このような方法論による優れた先行研究として、奴田原睦明『エジプト人はどこにいるか』第三書館 1985年がある。また、最近の歴史研究からの接近として、加藤博「エジプト農民の権力観」(『民衆文化』シリーズ 〈世界史への問い〉 第6巻 岩波書

- 店 1990年) を参照のこと。なお、中東の「民衆文化」研究については、加納弘勝「中東地域における社会意識」同編前掲書が参考になる。
- (149) たとえば、農村問題に関する啓蒙的なテレビ番組「大地の秘密」(sirr al-ard) やサラーハ・アブーセイフ監督の「一国民マスリー」(al-muwāṭin maṣṣī; 1991年作) が指摘できる。後者は、次の注(150)の『エジプト領内の戦い』を映画化した作品である。
- (150) Yusuf al-Qa‘id, *War in the Land of Egypt*. trans. Olive and Lorne Kenny and Christopher Tigley, London: Al-Saqi Books, 1986. 本書は、1975年に執筆されるが国内では発禁となり、ベイルートのDār Ibn Rushd社から78年に出版された経緯がある。
- (151) 19世紀初めの近代演劇は、イタリア語やフランス語によって演じられ、観客も外国人かザワート層など一部の欧化されたエジプト人であったが、カイロのオペラ・ハウスが建設される頃(1869年)には、アラビア語による劇がカイロやアレキサンドリアで多く上演されるようになった。また、20世紀初頭において、近代演劇は、都市の市民生活の日常的風景となるばかりか、重要な政治的影響力を發揮するようになった。M. M. Badawi, *Modern Arabic Drama in Egypt*, Cambridge: Cambridge University Press, 1987, pp. 1-8.
- (152) P. J. Vatikiotis, *The History of Egypt from Muhammad Ali to Sadat*. 2nd ed., London: Weinfeld and Nicolson, 1980, p.106.
- (153) Najwā ‘Ānūs, *shakhṣiyat al-‘umda fī al-masrah al-miṣrī min al-ḥarb al-‘ālamīya al-ūlā 1914 ilā 1952* [エジプト演劇におけるオムダのキャラクター 第1次世界大戦1914年-1952年]. Cairo: Hay'at al-Miṣriya al-‘Āmma li-l-Kitāb, 1989. その他、近代エジプト演劇史に関する研究は数多い。大衆演劇に関する最近の研究としては、‘Alī al-Rā‘ī, *masrah al-sha'b* [民衆の演劇]. Cairo: Dār al-Sharqiyāt, 1993 があり、同書でもオムダを主人公とする大衆演劇を分析している。
- (154) ‘Ānūs, *shakhṣiyat al-‘umda...*, pp.14-21.
- (155) ibid., p.24.
- (156) ibid., pp.111-127.
- (157) Badawi, *Modern Arabic Drama...*, pp.2-3. これらのなかで、民衆的な英雄譚について、Edward William Lane, *An Account of the Manners and Customs of the Modern Egyptian*. 5th ed., New York: Dover Publications Inc., 1973 (1960年版の復刻), Chap. XXI～XXIIIなどを参照のこと。
- (158) ‘Ānūs, *shakhṣiyat al-‘umda...*, p.26.
- (159) ibid., pp.29-33.
- (160) ibid., pp.33-35.
- (161) ibid., p.35.
- (162) ibid., p.37.

- (163) *ibid.*, p.40.
- (164) *ibid.*, pp.45-46.
- (165) *ibid.*, p.48-51
- (166) アーヌースによれば、この『カラーカーシュの裁定におけるファーシューシュ』(*al-fāshūsh fī ḥukm qarākūsh*)は、滑稽 (*al-fuqāha*) という正確な意味において、イスラム期エジプト最古の滑稽本である。作者のイブン・マンマティー (*Al-As'ad Bin Mammāti*) は、農政などにも造詣の深いアイユーブ朝初期の軍務局長官 (*ṣāḥīb diwān al-jaysh*) であり、君主サラディンが不在の際に代官を務めたトルコ人宰相、カラーカーシュ (*Bahā' al-Dīn Qarāqūsh*) の悪政を皮肉った同書を著したという。*ibid.*, pp.116-119.
- (167) *ibid.*, p.63.
- (168) *ibid.*, p.75.
- (169) *ibid.*, pp.99-108.
- (170) *ibid.*, p.6.
- (171) イブヌルバラドについては、林武「都市化と人間類型—カイロ市井人の理想像—」(前掲の長沢編『中東 政治・社会』)と、Sawsan el-Messiri, *Ibn al-Balad : a Concept of Egyptian Identity*. Leiden: E. J. Brill, 1978を参照のこと。なお、付言すれば、現代の国民的キャラクターは、故サラーハ・ジャーヒーン (*al-Ahrām*) やヒガージー (*Rose el-Youssef* など) が描く漫画のなかの一市民 (*muwātīn*) として表現されているように思う。